

平成 28 年第 2 回（6 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 28 号 説 明 資 料

平成 28 年 6 月 3 日

大磯町まちづくり基本計画の変更について

---

## 資 料

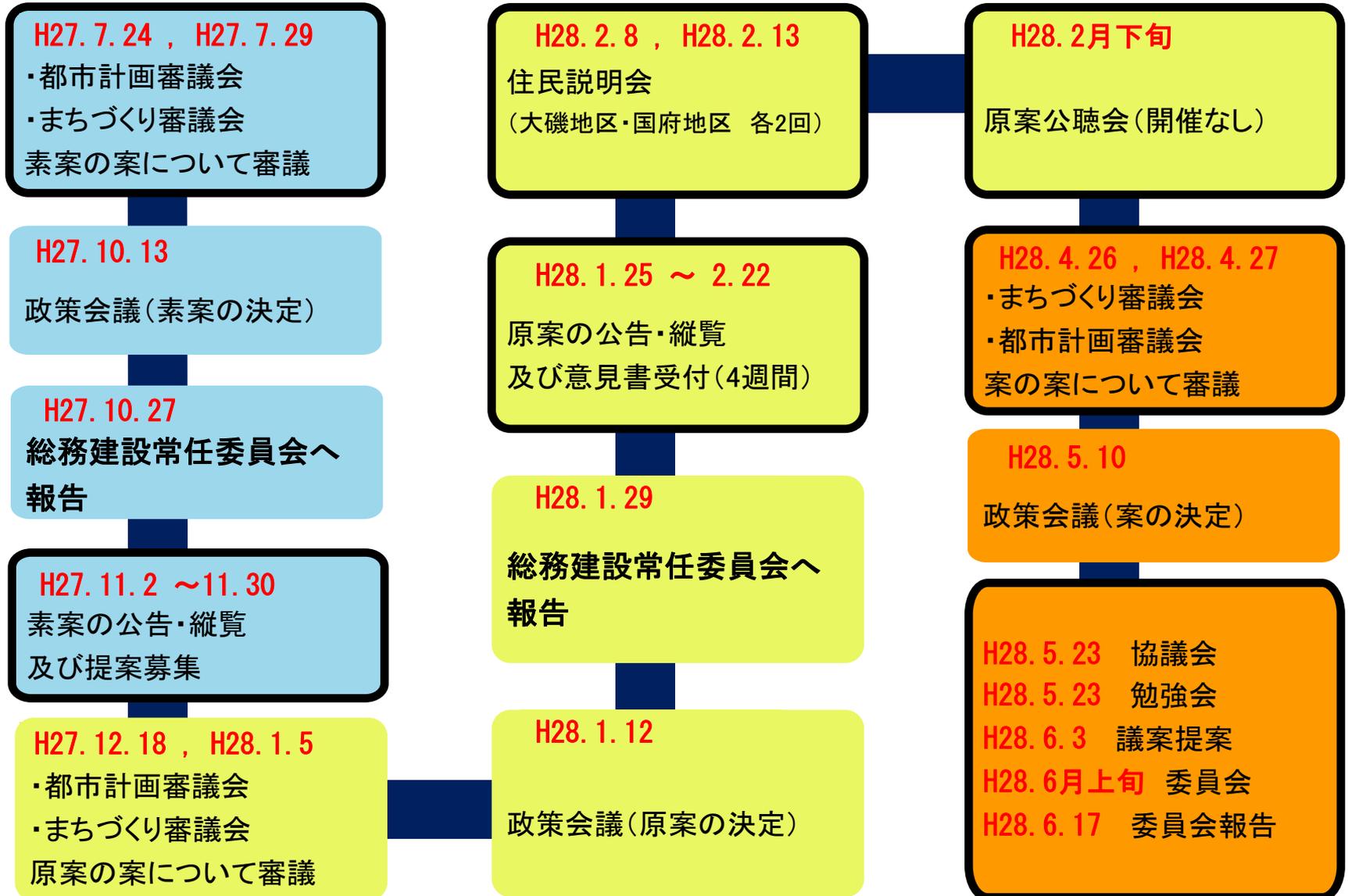
---

大磯町まちづくり基本計画変更の工程表 ----- 1

大磯町まちづくり基本計画変更案 新旧対照表 ----- 2～29

都市計画課

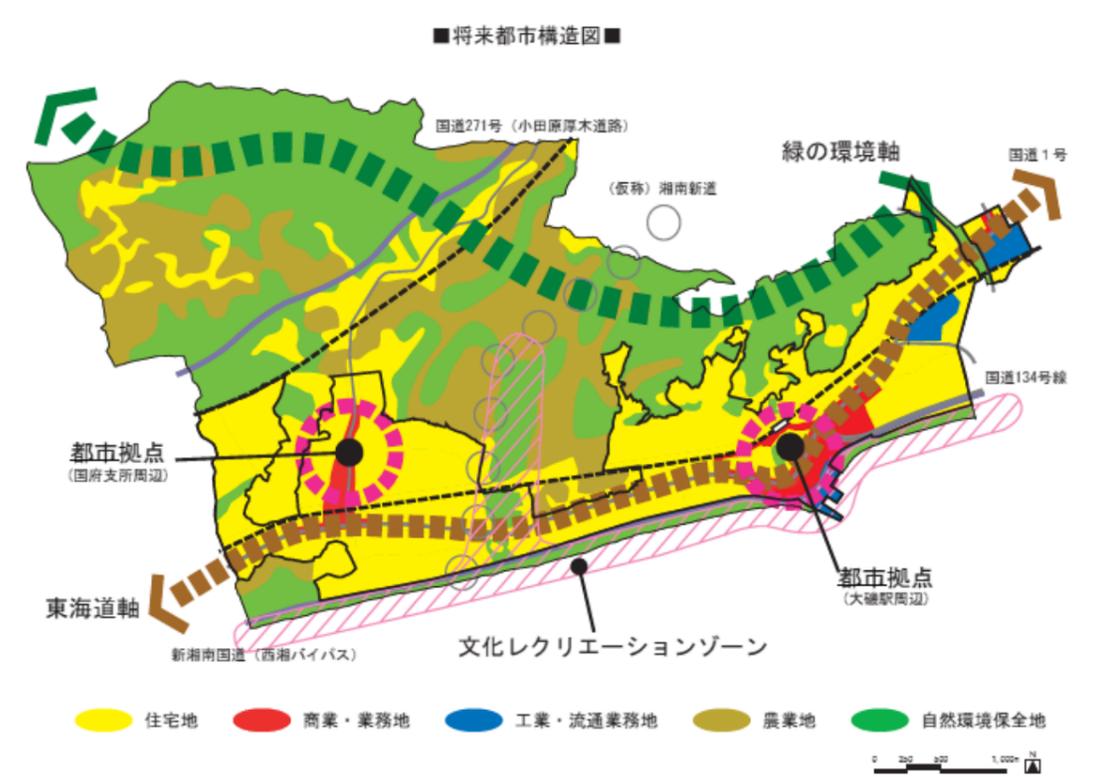
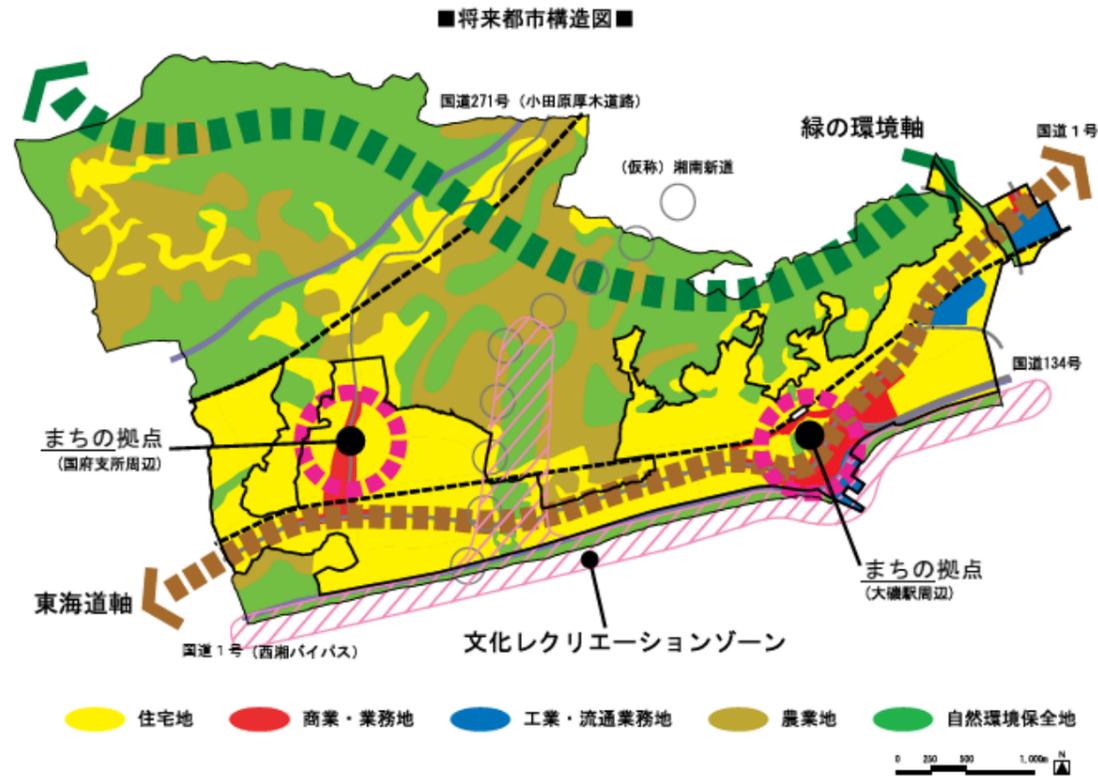
# 大磯町まちづくり基本計画変更の工程表



※枠囲いは大磯町まちづくり条例に規定された手続き

ページ	変更後	変更前												
2-2 (旧18)	<p>(2) 目標</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>2) <b>重層した歴史を大切にすまち</b>                      総理府の国民生活に関する世論調査(平成27年6月調査)では、経済的な豊かさの実現や自由時間の増加により、物の豊かさより心の豊かさゆとりある生活を重視すると約6割の方が答えています。また、<u>町民まちづくりアンケート調査においても、歴史と文化の香り高い緑豊かな環境に高い関心が寄せられています。</u>歴史的建造物、松並木などの歴史・文化資産を活かすとともに、新たな歴史を刻みながらまちを育てていくことをめざします。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>4) <b>特性を活かす産業のまち</b>                      大磯を訪れる人をもてなす観光、自然の恵みを活かした農林水産業、高齢者や子育て世代のニーズに対応するサービス業、豊かな自然環境を活かす産業など、まちの活力と魅力あふれる産業の振興をめざします。</p>	<p>(2) 目標</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>2) <b>歴史が重層するまち</b>                      総理府の国民生活に関する世論調査では、経済的な豊かさの実現や自由時間の増加により、物の豊かさより心の豊かさゆとりある生活を重視すると約6割の方が答えています。歴史的建造物、松並木などの歴史・文化資産を活かすとともに、新たな歴史を刻みながらまちを育てていくことをめざします。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>4) <b>特性を活かす産業のまち</b>                      大磯を訪れる人をもてなす観光、自然の恵みを活かした農業や漁業、高齢者等のニーズに対応する小売業、豊かな自然環境を活かす産業など、まちの活力と魅力あふれる産業の振興をめざします。</p>												
2-3 (旧19)	<p>1-3 計画の前提</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">■将来人口■</p> <p style="text-align: right;">単位 (人)</p> <table border="1" data-bbox="409 884 1347 1066"> <thead> <tr> <th>平成22年度 (2010年度) [実測値]</th> <th>平成27年度 (2015年度) [計画目標値]</th> <th>平成32年度 (2020年度) [計画目標値]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">33,000</td> <td style="text-align: center;">33,000</td> <td style="text-align: center;">33,000</td> </tr> </tbody> </table>	平成22年度 (2010年度) [実測値]	平成27年度 (2015年度) [計画目標値]	平成32年度 (2020年度) [計画目標値]	33,000	33,000	33,000	<p>1-3 計画の前提</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">■将来人口■</p> <p style="text-align: right;">単位 (人)</p> <table border="1" data-bbox="1709 884 2647 1066"> <thead> <tr> <th>平成22年度 (2010年度)</th> <th>平成27年度 (2015年度)</th> <th>平成32年度 (2020年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">33,000</td> <td style="text-align: center;">33,000</td> <td style="text-align: center;">33,000</td> </tr> </tbody> </table>	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	平成32年度 (2020年度)	33,000	33,000	33,000
平成22年度 (2010年度) [実測値]	平成27年度 (2015年度) [計画目標値]	平成32年度 (2020年度) [計画目標値]												
33,000	33,000	33,000												
平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	平成32年度 (2020年度)												
33,000	33,000	33,000												
	<p>(1) <b>都市構造の基本的な考え方</b>                      本町は、相模湾と丹沢山系からつながる鷹取山や高麗山等の丘陵に挟まれた平地に、東部の大磯駅周辺と西部の国府支所周辺を中心に、地形上、コンパクトな市街地が形成されています。                      しかし、人口減少及び少子・超高齢社会を迎える今後に向けて、特に高齢者や子育て世代にとって安心して健康で快適な生活をおくれる環境を実現すべく、公共交通、防災・減災対策、町民等の利便性の向上を一体的に取り組むことが必要です。このため、地形的にコンパクトであることを都市機能にも反映し、東西のまちの拠点を中心に生活利便施設等の集約を図り、日常生活に必要なまちの機能を、住まいの近くに集積することにより、身近な範囲で日常生活を完結することができる大磯らしいまちづくりを進めます。また、地震や津波に対する防災・減災対策をはじめ、老朽化対策を含めた公共施設等の総合的な管理計画や公共交通ネットワークの再構築を考慮しつつ、新たな拠点づくりの検討を進めます。</p>	<p>(1) <b>都市構造の基本的な考え方</b>                      本町は、海と山に挟まれた平地に細長く市街地が形成されています。市街地の中心は、東部の大磯駅周辺と西部の国府支所周辺であり、西部地区で人口が増えています。                      丹沢山系からつながる鷹取山や高麗山等の丘陵の自然のつながりは、川と海とともに町の骨格を形成し、生態系にとっても大事な所です。                      将来の都市構造は、現在の都市構造を受け継ぐとともに、新たな都市的魅力の向上を図っていくことを基本とします。</p>												
	<p>1) <b>拠点とゾーンと軸</b>                      大磯駅周辺と国府支所周辺をまちの拠点として位置づけ、各地区の特性を踏まえながら、大磯駅周辺は町の中心として、国府支所周辺は西部地区の中心として生活利便施設等※の集約化を図ります。                      大磯港を含めた海浜地と町の中央部の大磯城山公園・大磯運動公園周辺を文化レクリエーションゾーンとして位置づけ、各地区の特性を踏まえながら、海浜地は海の自然を活かしたゾーン、大磯城山公園・大磯運動公園周辺は公園・里山・谷戸など山の自然を活かしたゾーンの整備を図ります。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>※生活利便施設：病院、銀行、スーパーマーケットなど住宅の周辺にある、生活に必要な施設など</p>	<p>1) <b>拠点とゾーンと軸</b>                      大磯駅周辺と国府支所周辺を都市拠点として位置づけ、各地区の特性を踏まえながら、大磯駅周辺は町の中心として、国府支所周辺は西部地区の中心として拠点の整備を図ります。                      大磯港を含めた海浜地と東部・西部にまたがる大磯城山公園・大磯運動公園周辺を文化レクリエーションゾーンとして位置づけ、各地区の特性を踏まえながら、海浜地は海の自然を活かしたゾーン、大磯城山公園・大磯運動公園周辺は公園・里山・谷戸など山の自然を活かしたゾーンの整備を図ります。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>												

ページ	変更後	変更前
2-3 (旧19)	<p><b>2) 5つの土地利用地域</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>② 商業・業務地 高麗三丁目の国道1号・県道62号沿道、大磯駅周辺、国府支所周辺を「商業地」、<u>大磯駅周辺の国道1号沿道の官公庁施設等の集積地区</u>を「業務地」として位置づけます。</p> <p>③ 工業・流通業務地 高麗一丁目のJR東海道本線<u>南側</u>を「工業地」、高麗三丁目のJR貨物相模貨物駅、大磯港を「流通業務地」として位置づけます。</p>	<p><b>2) 5つの土地利用地域</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>② 商業・業務地 高麗三丁目の国道1号・県道62号沿道、大磯駅周辺、国府支所周辺を「商業地」、<u>役場から図書館までの国道1号沿道</u>を「業務地」として位置づけます。</p> <p>③ 工業・流通業務地 高麗一丁目のJR東海道本線<u>沿線地区</u>を「工業地」、高麗三丁目のJR貨物相模貨物駅、大磯港を「流通業務地」として位置づけます。</p>
2-4 (旧20)	<p><b>3) 骨格的な交通網</b></p> <p>自動車専用道路として新湘南国道（西湘バイパス）、国道271号（小田原厚木道路）があり、この2路線とあわせて、既存の国道1号、国道134号を周辺都市と連絡する主要幹線道路として位置づけます。</p> <p>また、<u>さがみ縦貫道路等の広域的な幹線道路ネットワークの形成に伴う交通の変化を踏まえ、道路計画を策定し、整備を図ります。</u></p>	<p><b>3) 骨格的な交通網</b></p> <p>自動車専用道路として新湘南国道（西湘バイパス）、国道271号（小田原厚木道路）があり、この2路線を踏まえて、既存の国道1号、国道134号線を周辺都市と連絡する主要幹線道路として位置づけます。</p> <p>また道路計画を策定し、整備を図ります。</p>



4) 施策の展開

施策	内容
コンパクトなまちづくりの維持・形成	現在の都市構造を受け継ぎつつ、特に高齢者や子育て世代にとって、身近な範囲で日常生活が完結することが出来る、まちの拠点を中心とした生活利便施設等の集約を推進します。
公共交通網の整備	市街地内移動における公共交通の利便性の向上を図りつつ、郊外住宅地からまちの拠点に接続する公共交通について、地域特性に応じた多様な公共交通の確保を図ります。

コラム1  
公共交通ネットワーク

町では、既存の民間路線バスに加え、平成24年4月から運行に必要な経費を町が補助しながら、富士見地区やJR東海道線北側を運行する新たなバス路線の運行開始や、平成28年4月からは西小磯東区の一部の地域に乗合タクシーの実証運行を開始するなど、日常生活に必要な身近な移動手段の確保に努めています。

■現在の公共交通ネットワーク図■



<新規>

ページ	変更後	変更前
<p>2-6 (旧21)</p>	<p><b>1) 基本方針</b></p> <p>① 自然環境のつながりを守り、活用する <u>－自然－</u>                  鷹取山から高麗山に至る山林、その中間に位置する小磯一体の里山及び河川は、生態系としてそのつながりを確保します。また、これらの自然は、風景として「見る」自然であると同時に、「ふれあう」自然として<u>山林や里山の手入れを兼ねた林材を積極的に活用する土地利用を行います。</u>                  &lt;略&gt;</p> <p>⑤ 土地特性にふさわしい利用をする <u>－土地条件－</u>                  今後土地利用の転換を図る際には、本来土地が有している、地形、地質、<u>地理的条件等の特性からみて、望ましい土地利用がなされるようにします。特に、津波浸水想定区域については、津波に備えるまちづくりを推進します。一方、安全面、環境面から見て、土地利用転換をすることが望ましくない地域ではこれを抑制します。</u></p>	<p><b>1) 基本方針</b></p> <p>① 自然環境のつながりを守り、活用する <u>－自然－</u>                  鷹取山から高麗山に至る山林、その中間に位置する小磯一体の里山及び河川は、生態系としてそのつながりを確保します。また、これらの自然は、風景として「見る」自然であると同時に、「ふれあう」自然として積極的に活用する土地利用を行います。                  &lt;略&gt;</p> <p>⑤ 土地特性にふさわしい利用をする <u>－土地条件－</u>                  今後土地利用の転換を図る際には、本来土地が有している、地形、地質等の特性からみて、望ましい土地利用がなされるようにします。特に、安全面、<u>生態面から見て、土地利用転換をすることが望ましくない地域ではこれを抑制します。</u></p>
<p>2-7 (旧22)</p>	<p><b>2) 市街地の区分について</b></p> <p>① 市街地の設定の考え方                  現在市街地（市街化区域）は約550haあり、約2万9千人*が居住しています。低層の住宅が主体であることから、可住地の人口密度は約87人/haと低く、ゆとりのある市街地が形成されています。また、今後の人口の見通しは、横ばいから減少することも予測されていることから、原則として<u>市街化区域の設定は現状と同様とし、既成市街地の改善を図ります。</u>                  一方、<u>農地を含む自然的土地利用と都市的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失などの課題がある若しくは課題が発生すると予測される地域を「土地利用調整区域」と位置づけ、地区計画等の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序の検討を行います。</u>                  ※平成22年都市計画基礎調査の数値</p>	<p><b>2) 市街地の区分について</b></p> <p>① 市街地の設定の考え方                  現在市街地（市街化区域）は約550haあり、約2万9千人*が居住しています。低層の住宅が主体であることから、可住地の人口密度は約87人/haと低く、ゆとりのある市街地が形成されています。また、今後の人口の見通しは、横ばいから減少することも予測されていることから、原則として<u>市街地の設定は現状と同様とし、既成市街地の改善を図ります。</u>                  一方、<u>今後、国府地域の中心地の活性化、若年層の定住化の誘導などを、道路等の基盤整備と併せて戦略的に行っていくためには、計画的な新市街地の形成を検討していく必要があります。この新市街地については、良好な自然資源を含まないこと、優良な農業地域を含まないこと、隣接する市街地と併せて適切な基盤整備が行いうることなど基本的な条件として、「土地利用調整区域」と位置づけ、今後の土地利用のあり方について、地域及び関係機関と具体的な検討を行う区域とします。</u>                  ※平成12年都市計画基礎調査の数値</p>

ページ	変更後	変更前																												
2-8 (旧23)	<p><b>3) 土地利用の方針</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>表 住宅地の区分と方針</p> <table border="1" data-bbox="305 289 1451 1402"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">区 分</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑陰住宅地</td> <td>敷地、緑化等の状況から最もゆとりある緑に包まれた区域。低層戸建て住宅を中心とする旧別荘地などの区域で、現行の第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%・容積率100%・高さ10m)よりも良好な居住環境の形成をめざす住宅地です。</td> </tr> <tr> <td>低層住宅地</td> <td>戸建て住宅を中心とした緑の豊かな地域づくりをめざす区域。地区内道路の整備と併せて良好な低層住宅地への誘導を図る区域で、第一種低層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。</td> </tr> <tr> <td>低中層住宅地</td> <td>高齢者から若年層、ファミリー層まで、多様な世代の多様な居住に対応する区域で、第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%・容積率200%・高さ13m)及び第一種中高層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。</td> </tr> <tr> <td>一般住宅地</td> <td>低中層住宅地と同様に多様な居住に対応するとともに店舗や業務施設等と共存する区域で、第一種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%・高さ15m)・第二種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%・高さ15m)及びこれらの住居地域への変更をめざす住宅地です。</td> </tr> <tr> <td>集落住宅地</td> <td>集落及びその他の公共公益施設等が立地する区域で、伝統的な集落の風景を受け継ぎ、市街地内とは異なったゆとりある居住環境を形成する区域。地域振興の観点から必要な施設立地や地域の土地利用のあり方について、地区まちづくり計画等により検討を行います。</td> </tr> <tr> <td>土地利用調整区域</td> <td>国府地域の市街化区域に隣接する区域など、農地を含む自然的土地利用と都市的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失などの課題がある若しくは課題が発生すると予測される地域については、地区計画等の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序の検討を行います。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	方 針	緑陰住宅地	敷地、緑化等の状況から最もゆとりある緑に包まれた区域。低層戸建て住宅を中心とする旧別荘地などの区域で、現行の第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%・容積率100%・高さ10m)よりも良好な居住環境の形成をめざす住宅地です。	低層住宅地	戸建て住宅を中心とした緑の豊かな地域づくりをめざす区域。地区内道路の整備と併せて良好な低層住宅地への誘導を図る区域で、第一種低層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。	低中層住宅地	高齢者から若年層、ファミリー層まで、多様な世代の多様な居住に対応する区域で、第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%・容積率200%・高さ13m)及び第一種中高層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。	一般住宅地	低中層住宅地と同様に多様な居住に対応するとともに店舗や業務施設等と共存する区域で、第一種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%・高さ15m)・第二種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%・高さ15m)及びこれらの住居地域への変更をめざす住宅地です。	集落住宅地	集落及びその他の公共公益施設等が立地する区域で、伝統的な集落の風景を受け継ぎ、市街地内とは異なったゆとりある居住環境を形成する区域。地域振興の観点から必要な施設立地や地域の土地利用のあり方について、地区まちづくり計画等により検討を行います。	土地利用調整区域	国府地域の市街化区域に隣接する区域など、農地を含む自然的土地利用と都市的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失などの課題がある若しくは課題が発生すると予測される地域については、地区計画等の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序の検討を行います。	<p><b>3) 土地利用の方針</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>表 住宅地の区分と方針</p> <table border="1" data-bbox="1611 289 2757 1402"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">区 分</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑陰住宅地</td> <td>敷地、緑化等の状況から最もゆとりある緑に包まれた区域。低層戸建て住宅を中心とする旧別荘地などの区域で、現行の第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%・容積率100%・高さ10m)よりも良好な住居の環境の形成をめざす住宅地です。</td> </tr> <tr> <td>低層住宅地</td> <td>戸建て住宅を中心とした緑の豊かな地域づくりをめざす区域。地区内道路の整備と併せて良好な低層住宅地への誘導を図る区域で、第一種低層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。</td> </tr> <tr> <td>低中層住宅地</td> <td>高齢者から若年層、ファミリー層まで、多様な世代の多様な居住に対応する区域で、第一種中高層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。</td> </tr> <tr> <td>一般住宅地</td> <td>低中層住宅地と同様に多様な居住に対応するとともに店舗や業務施設等と共存する区域で、第一種住居地域・第二種住居地域及びこれらの住居地域への変更をめざす住宅地です。</td> </tr> <tr> <td>集落住宅地</td> <td>集落及びその他の公共公益施設等が立地する区域で、伝統的な集落の風景を受け継ぎ、市街地内とは異なったゆとりある居住環境を形成する区域。地域振興の観点から必要な施設立地や地域の土地利用のあり方について、地区まちづくり計画等により検討を行います。</td> </tr> <tr> <td>土地利用調整区域</td> <td>国府地域の市街化区域に隣接する区域。市街化圧力によるスプロール化を未然に防止しつつ、将来的に計画的な住宅主体の市街地としての土地利用について検討します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	方 針	緑陰住宅地	敷地、緑化等の状況から最もゆとりある緑に包まれた区域。低層戸建て住宅を中心とする旧別荘地などの区域で、現行の第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%・容積率100%・高さ10m)よりも良好な住居の環境の形成をめざす住宅地です。	低層住宅地	戸建て住宅を中心とした緑の豊かな地域づくりをめざす区域。地区内道路の整備と併せて良好な低層住宅地への誘導を図る区域で、第一種低層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。	低中層住宅地	高齢者から若年層、ファミリー層まで、多様な世代の多様な居住に対応する区域で、第一種中高層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。	一般住宅地	低中層住宅地と同様に多様な居住に対応するとともに店舗や業務施設等と共存する区域で、第一種住居地域・第二種住居地域及びこれらの住居地域への変更をめざす住宅地です。	集落住宅地	集落及びその他の公共公益施設等が立地する区域で、伝統的な集落の風景を受け継ぎ、市街地内とは異なったゆとりある居住環境を形成する区域。地域振興の観点から必要な施設立地や地域の土地利用のあり方について、地区まちづくり計画等により検討を行います。	土地利用調整区域	国府地域の市街化区域に隣接する区域。市街化圧力によるスプロール化を未然に防止しつつ、将来的に計画的な住宅主体の市街地としての土地利用について検討します。
区 分	方 針																													
緑陰住宅地	敷地、緑化等の状況から最もゆとりある緑に包まれた区域。低層戸建て住宅を中心とする旧別荘地などの区域で、現行の第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%・容積率100%・高さ10m)よりも良好な居住環境の形成をめざす住宅地です。																													
低層住宅地	戸建て住宅を中心とした緑の豊かな地域づくりをめざす区域。地区内道路の整備と併せて良好な低層住宅地への誘導を図る区域で、第一種低層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。																													
低中層住宅地	高齢者から若年層、ファミリー層まで、多様な世代の多様な居住に対応する区域で、第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%・容積率200%・高さ13m)及び第一種中高層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。																													
一般住宅地	低中層住宅地と同様に多様な居住に対応するとともに店舗や業務施設等と共存する区域で、第一種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%・高さ15m)・第二種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%・高さ15m)及びこれらの住居地域への変更をめざす住宅地です。																													
集落住宅地	集落及びその他の公共公益施設等が立地する区域で、伝統的な集落の風景を受け継ぎ、市街地内とは異なったゆとりある居住環境を形成する区域。地域振興の観点から必要な施設立地や地域の土地利用のあり方について、地区まちづくり計画等により検討を行います。																													
土地利用調整区域	国府地域の市街化区域に隣接する区域など、農地を含む自然的土地利用と都市的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失などの課題がある若しくは課題が発生すると予測される地域については、地区計画等の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序の検討を行います。																													
区 分	方 針																													
緑陰住宅地	敷地、緑化等の状況から最もゆとりある緑に包まれた区域。低層戸建て住宅を中心とする旧別荘地などの区域で、現行の第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%・容積率100%・高さ10m)よりも良好な住居の環境の形成をめざす住宅地です。																													
低層住宅地	戸建て住宅を中心とした緑の豊かな地域づくりをめざす区域。地区内道路の整備と併せて良好な低層住宅地への誘導を図る区域で、第一種低層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。																													
低中層住宅地	高齢者から若年層、ファミリー層まで、多様な世代の多様な居住に対応する区域で、第一種中高層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。																													
一般住宅地	低中層住宅地と同様に多様な居住に対応するとともに店舗や業務施設等と共存する区域で、第一種住居地域・第二種住居地域及びこれらの住居地域への変更をめざす住宅地です。																													
集落住宅地	集落及びその他の公共公益施設等が立地する区域で、伝統的な集落の風景を受け継ぎ、市街地内とは異なったゆとりある居住環境を形成する区域。地域振興の観点から必要な施設立地や地域の土地利用のあり方について、地区まちづくり計画等により検討を行います。																													
土地利用調整区域	国府地域の市街化区域に隣接する区域。市街化圧力によるスプロール化を未然に防止しつつ、将来的に計画的な住宅主体の市街地としての土地利用について検討します。																													

ページ	変更後	変更前																								
2-9 (旧24)	<p>② 商業・業務地</p> <p>商業・業務地は、大磯駅周辺、国府支所周辺の2カ所を「商業地」として位置づけ、地域の歴史的文化的な個性を活かした生活拠点として育成します。また、<u>大磯駅周辺の国道1号沿道の官公庁施設等の集積地区を「業務地」とし、全町民を対象とする公共公益サービスを中心とした便利施設の集積する地域とします。</u></p> <p>表 商業・業務地の区分と方針</p> <table border="1" data-bbox="308 445 1457 739"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業地</td> <td>大磯、国府の中心部の区域。古くからの街道型、小規模店舗型の商業集積を活かし、身近な生活拠点としての充実を図るとともに、歴史を感じる町並みづくりを図ります。</td> </tr> <tr> <td>業務地</td> <td>大磯駅周辺の国道沿道の区域。役場、図書館、銀行など公共公益サービスの立地を主体とする利便性の高い区域とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 工業・流通業務地</p> <p>工業・流通業務地は、<u>高麗地区のJR東海道本線南側を「工業地」として位置づけ、JR貨物相模貨物駅及び臨港地区に指定されている大磯港を「流通業務地」として位置づけます。</u>これらの地域は、原則として現状の機能の維持を図ります。また、大磯港については、イベント時の活用など港湾機能以外での活動の場としても有効活用を図ります。</p> <p>表 工業・流通業務地の区分と方針</p> <table border="1" data-bbox="308 1050 1457 1579"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業地</td> <td><u>高麗地区のJR東海道本線南側の工業地は、原則として現状の機能の維持を図ることとしますが、地域特性に応じた適切な土地利用を行うために、状況により計画的な用途転換を図り、無秩序な土地利用転換による都市環境の悪化の防止に努め、良好な市街地の形成を図ります。</u> また、住工混在地区については、当該地区の特性に配慮し、地区計画等の活用による用途の転換及び用途の純化により、都市環境の向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td>流通業務地</td> <td>JR貨物相模貨物駅及び臨港地区に指定されている大磯港の地区。現状の機能の維持を図るとともに、大磯港については、<u>大磯港活性化整備計画に基づき、地域住民の交流の促進や観光の振興により、にぎわいの創出を図ります。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	方 針	商業地	大磯、国府の中心部の区域。古くからの街道型、小規模店舗型の商業集積を活かし、身近な生活拠点としての充実を図るとともに、歴史を感じる町並みづくりを図ります。	業務地	大磯駅周辺の国道沿道の区域。役場、図書館、銀行など公共公益サービスの立地を主体とする利便性の高い区域とします。	区 分	方 針	工業地	<u>高麗地区のJR東海道本線南側の工業地は、原則として現状の機能の維持を図ることとしますが、地域特性に応じた適切な土地利用を行うために、状況により計画的な用途転換を図り、無秩序な土地利用転換による都市環境の悪化の防止に努め、良好な市街地の形成を図ります。</u> また、住工混在地区については、当該地区の特性に配慮し、地区計画等の活用による用途の転換及び用途の純化により、都市環境の向上を図ります。	流通業務地	JR貨物相模貨物駅及び臨港地区に指定されている大磯港の地区。現状の機能の維持を図るとともに、大磯港については、 <u>大磯港活性化整備計画に基づき、地域住民の交流の促進や観光の振興により、にぎわいの創出を図ります。</u>	<p>② 商業・業務地</p> <p>商業・業務地は、大磯駅周辺、国府支所周辺の2カ所を「商業地」として位置づけ、地域の歴史的文化的な個性を活かした生活拠点として育成します。また、<u>役場から図書館までの国道沿道は「業務地」とし、全町民を対象とする公共公益サービスを中心とした便利施設の集積する地域とします。</u></p> <p>表 商業・業務地の区分と方針</p> <table border="1" data-bbox="1617 445 2766 739"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業地</td> <td>大磯、国府の中心部の区域。古くからの街道型、小規模店舗型の商業集積を活かし、身近な生活拠点としての充実を図るとともに、歴史を感じる町並みづくりを図ります。</td> </tr> <tr> <td>業務地</td> <td>役場周辺の国道沿道の区域。役場、図書館、銀行など公共公益サービスの立地を主体とする利便性の高い区域とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 工業・流通業務地</p> <p>工業・流通業務地は、<u>JR東海道本線沿線地区を「工業地」として位置づけ、JR貨物相模貨物駅及び臨港地区に指定されている大磯港を「流通業務地」として位置づけます。</u>これらの地域は、原則として現状の機能の維持を図ります。また、大磯港については、イベント時の活用など港湾機能以外での町民活動の場としても有効活用することを検討します。</p> <p>表 工業・流通業務地の区分と方針</p> <table border="1" data-bbox="1617 1050 2766 1579"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業地</td> <td>JR東海道本線沿線の既存工場の地区。<u>現状の機能の維持を図ります。</u></td> </tr> <tr> <td>流通業務地</td> <td>JR貨物相模貨物駅及び臨港地区に指定されている大磯港の地区。現状の機能の維持を図るとともに、大磯港については<u>港湾の有効利用のあり方を検討します。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	方 針	商業地	大磯、国府の中心部の区域。古くからの街道型、小規模店舗型の商業集積を活かし、身近な生活拠点としての充実を図るとともに、歴史を感じる町並みづくりを図ります。	業務地	役場周辺の国道沿道の区域。役場、図書館、銀行など公共公益サービスの立地を主体とする利便性の高い区域とします。	区 分	方 針	工業地	JR東海道本線沿線の既存工場の地区。 <u>現状の機能の維持を図ります。</u>	流通業務地	JR貨物相模貨物駅及び臨港地区に指定されている大磯港の地区。現状の機能の維持を図るとともに、大磯港については <u>港湾の有効利用のあり方を検討します。</u>
区 分	方 針																									
商業地	大磯、国府の中心部の区域。古くからの街道型、小規模店舗型の商業集積を活かし、身近な生活拠点としての充実を図るとともに、歴史を感じる町並みづくりを図ります。																									
業務地	大磯駅周辺の国道沿道の区域。役場、図書館、銀行など公共公益サービスの立地を主体とする利便性の高い区域とします。																									
区 分	方 針																									
工業地	<u>高麗地区のJR東海道本線南側の工業地は、原則として現状の機能の維持を図ることとしますが、地域特性に応じた適切な土地利用を行うために、状況により計画的な用途転換を図り、無秩序な土地利用転換による都市環境の悪化の防止に努め、良好な市街地の形成を図ります。</u> また、住工混在地区については、当該地区の特性に配慮し、地区計画等の活用による用途の転換及び用途の純化により、都市環境の向上を図ります。																									
流通業務地	JR貨物相模貨物駅及び臨港地区に指定されている大磯港の地区。現状の機能の維持を図るとともに、大磯港については、 <u>大磯港活性化整備計画に基づき、地域住民の交流の促進や観光の振興により、にぎわいの創出を図ります。</u>																									
区 分	方 針																									
商業地	大磯、国府の中心部の区域。古くからの街道型、小規模店舗型の商業集積を活かし、身近な生活拠点としての充実を図るとともに、歴史を感じる町並みづくりを図ります。																									
業務地	役場周辺の国道沿道の区域。役場、図書館、銀行など公共公益サービスの立地を主体とする利便性の高い区域とします。																									
区 分	方 針																									
工業地	JR東海道本線沿線の既存工場の地区。 <u>現状の機能の維持を図ります。</u>																									
流通業務地	JR貨物相模貨物駅及び臨港地区に指定されている大磯港の地区。現状の機能の維持を図るとともに、大磯港については <u>港湾の有効利用のあり方を検討します。</u>																									
2-10 (旧24)	<p>④ 農業地</p> <p>西小磯、国府本郷、国府新宿、生沢、寺坂、虫窪、黒岩、西久保地域等の田、畑、果樹園の一体的な農地の区域を「農業地」とし、<u>農地の保全を図りつつ、新たに就農する者や法人による農業参入など農地の活用を推進します。</u>特に、<u>近年増加する遊休農地については、観光農園、滞在型市民農園、農業体験企画などを展開することで、農業地をグリーンツーリズム、ヘルスツーリズムなどの観光型農業の場とし、従来の生産業としての農業だけでなく、田園風景の保全や地域活性化の一環としての多面的な利用方法を模索し、有効活用を図ります。</u></p>	<p>④ 農業地</p> <p>西小磯、国府本郷、国府新宿、生沢、寺坂、虫窪、黒岩、西久保地域の田、畑、果樹園の一体的な農地の区域を「農業地」とし、<u>農地の保全と活用を図ります。</u>特に、<u>近年の農業の衰退傾向を踏まえ、農地を利用した都市農村交流を促進するなど、産業としての農業だけでなく、田園風景や地域活性化の取り組みの一環としての農地の多様な利用方法を模索し、有効活用を図ります。</u></p>																								

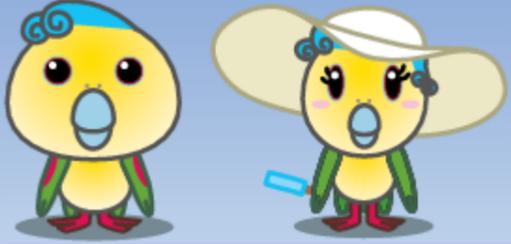
ページ	変更後	変更前																																				
2-10 (旧25)	<p>⑤ 自然環境保全地 山林、海浜地、大規模な公園等は「自然環境保全地」と位置づけ、 ＜略＞ また、北浜からこゆるぎの浜の一体の海岸は「海浜地」として保全するとともに、レジャーと防災機能のバランスを考えた土地利用を図ります。さらに、城山公園、運動公園等は「大規模公園等」として、適切な管理と公園の積極的な町民の利用を促します。</p>	<p>⑤ 自然環境保全地 山林、海浜地、大規模な公園、<u>ゴルフ場</u>は「自然環境保全地」と位置づけ、 ＜略＞ また、北浜からこゆるぎの浜の一体の海岸は「海浜地」として保全し、<u>海辺に親しむ利用</u>を図ります。さらに、城山公園、運動公園<u>及びゴルフ場</u>は「大規模公園等」として、適切な管理と公園の積極的な町民の利用を促します。</p>																																				
	表 自然環境保全地の区分と方針	表 自然環境保全地の区分と方針																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">山 林</td> <td>自然生態保護地</td> <td>スダジイなどの貴重な樹木が群生する区域。原則として現状を維持し、山林の管理や自然観察や学習等を目的とする活動に限定して行います。</td> </tr> <tr> <td>防災保全地</td> <td>急傾斜地等の土砂災害の危険性の高い区域。地盤安全性を確保するため、原則として大規模な樹木の伐採及び土地の改変を行いません。</td> </tr> <tr> <td>里山環境保全地</td> <td>西小磯地域を中心とした、南北は城山公園からコマツ研究所、東西は町道幹線17号線（小磯・万田線）からおおいそ学園までの山林の区域。日常的に散策や昆虫採集など自然に親しめる里山の区域として一体的な保全と活用を図ります。</td> </tr> <tr> <td>環境緑地</td> <td>上記の区域以外の山林の区域で可能な限り保全を図り、土地利用転換を行う際にも周辺景観への配慮を行います。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海浜地</td> <td>北浜からこゆるぎの浜までの一連の海岸の区域。背後の松林と共に保全を図り、<u>海辺に親しむ利用と防災機能とのバランスを考えた土地利用</u>を図ります。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大規模公園等</td> <td>城山公園、運動公園等の区域。適切な管理を行い、公園の積極的な町民の利用を促します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		方 針	山 林	自然生態保護地	スダジイなどの貴重な樹木が群生する区域。原則として現状を維持し、山林の管理や自然観察や学習等を目的とする活動に限定して行います。	防災保全地	急傾斜地等の土砂災害の危険性の高い区域。地盤安全性を確保するため、原則として大規模な樹木の伐採及び土地の改変を行いません。	里山環境保全地	西小磯地域を中心とした、南北は城山公園からコマツ研究所、東西は町道幹線17号線（小磯・万田線）からおおいそ学園までの山林の区域。日常的に散策や昆虫採集など自然に親しめる里山の区域として一体的な保全と活用を図ります。	環境緑地	上記の区域以外の山林の区域で可能な限り保全を図り、土地利用転換を行う際にも周辺景観への配慮を行います。		海浜地	北浜からこゆるぎの浜までの一連の海岸の区域。背後の松林と共に保全を図り、 <u>海辺に親しむ利用と防災機能とのバランスを考えた土地利用</u> を図ります。		大規模公園等	城山公園、運動公園等の区域。適切な管理を行い、公園の積極的な町民の利用を促します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">山 林</td> <td>自然生態保護地</td> <td>スダジイなどの貴重な樹木が群生する区域。原則として現状を維持し、山林の管理や自然観察や学習等を目的とする活動に限定して行います。</td> </tr> <tr> <td>防災保全地</td> <td>急傾斜地等の土砂災害の危険性の高い区域。地盤安全性を確保するため、原則として大規模な樹木の伐採及び土地の改変を行いません。</td> </tr> <tr> <td>里山環境保全地</td> <td>西小磯地域を中心とした、南北は城山公園からコマツ研究所、東西は町道幹線17号線（小磯・万田線）からおおいそ学園までの山林の区域。日常的に散策や<u>虫取り</u>など自然に親しめる里山の区域として一体的な保全と活用を図ります。</td> </tr> <tr> <td>環境緑地</td> <td>上記の区域以外の山林の区域。<u>景観、生態の補完的機能の維持の観点からなるべく保全</u>を図り、土地利用転換を行う際にも周辺景観への配慮を行います。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海浜地</td> <td>北浜からこゆるぎの浜までの一連の海岸の区域。背後の松林と共に保全を図り、<u>海辺の親しむ利用</u>を図ります。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大規模公園等</td> <td>城山公園、運動公園<u>及びゴルフ場</u>の区域。適切な管理を行い、公園の積極的な町民の利用を促します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		方 針	山 林	自然生態保護地	スダジイなどの貴重な樹木が群生する区域。原則として現状を維持し、山林の管理や自然観察や学習等を目的とする活動に限定して行います。	防災保全地	急傾斜地等の土砂災害の危険性の高い区域。地盤安全性を確保するため、原則として大規模な樹木の伐採及び土地の改変を行いません。	里山環境保全地	西小磯地域を中心とした、南北は城山公園からコマツ研究所、東西は町道幹線17号線（小磯・万田線）からおおいそ学園までの山林の区域。日常的に散策や <u>虫取り</u> など自然に親しめる里山の区域として一体的な保全と活用を図ります。	環境緑地	上記の区域以外の山林の区域。 <u>景観、生態の補完的機能の維持の観点からなるべく保全</u> を図り、土地利用転換を行う際にも周辺景観への配慮を行います。		海浜地	北浜からこゆるぎの浜までの一連の海岸の区域。背後の松林と共に保全を図り、 <u>海辺の親しむ利用</u> を図ります。		大規模公園等	城山公園、運動公園 <u>及びゴルフ場</u> の区域。適切な管理を行い、公園の積極的な町民の利用を促します。
区 分		方 針																																				
山 林	自然生態保護地	スダジイなどの貴重な樹木が群生する区域。原則として現状を維持し、山林の管理や自然観察や学習等を目的とする活動に限定して行います。																																				
	防災保全地	急傾斜地等の土砂災害の危険性の高い区域。地盤安全性を確保するため、原則として大規模な樹木の伐採及び土地の改変を行いません。																																				
	里山環境保全地	西小磯地域を中心とした、南北は城山公園からコマツ研究所、東西は町道幹線17号線（小磯・万田線）からおおいそ学園までの山林の区域。日常的に散策や昆虫採集など自然に親しめる里山の区域として一体的な保全と活用を図ります。																																				
	環境緑地	上記の区域以外の山林の区域で可能な限り保全を図り、土地利用転換を行う際にも周辺景観への配慮を行います。																																				
	海浜地	北浜からこゆるぎの浜までの一連の海岸の区域。背後の松林と共に保全を図り、 <u>海辺に親しむ利用と防災機能とのバランスを考えた土地利用</u> を図ります。																																				
	大規模公園等	城山公園、運動公園等の区域。適切な管理を行い、公園の積極的な町民の利用を促します。																																				
区 分		方 針																																				
山 林	自然生態保護地	スダジイなどの貴重な樹木が群生する区域。原則として現状を維持し、山林の管理や自然観察や学習等を目的とする活動に限定して行います。																																				
	防災保全地	急傾斜地等の土砂災害の危険性の高い区域。地盤安全性を確保するため、原則として大規模な樹木の伐採及び土地の改変を行いません。																																				
	里山環境保全地	西小磯地域を中心とした、南北は城山公園からコマツ研究所、東西は町道幹線17号線（小磯・万田線）からおおいそ学園までの山林の区域。日常的に散策や <u>虫取り</u> など自然に親しめる里山の区域として一体的な保全と活用を図ります。																																				
	環境緑地	上記の区域以外の山林の区域。 <u>景観、生態の補完的機能の維持の観点からなるべく保全</u> を図り、土地利用転換を行う際にも周辺景観への配慮を行います。																																				
	海浜地	北浜からこゆるぎの浜までの一連の海岸の区域。背後の松林と共に保全を図り、 <u>海辺の親しむ利用</u> を図ります。																																				
	大規模公園等	城山公園、運動公園 <u>及びゴルフ場</u> の区域。適切な管理を行い、公園の積極的な町民の利用を促します。																																				

ページ	変更後	変更前																
2-11 (旧26)	<p><b>4) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="302 291 1457 1050"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特性を活かした住宅地の形成</td> <td>都市計画法の地域地区（用途地域、特別用途地区、高度地区、風致地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域や緑地協定、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより特性を活かした住宅地の形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td>農地の保全と活用</td> <td><u>近年の農業を取り巻く環境の変化をふまえ、農業生産基盤整備、新規就農支援、法人の農業参入支援、市民農園、滞在型市民農園などによるグリーンツーリズムの展開など、多面的な利活用を視野に入れ、地域特性に合わせた農業振興を推進するためのエリア設定と総合的な計画を検討し、多様な主体の参画のもと、農地の保全と活用を図ります。</u></td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地の保全と活用</td> <td>都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、景観法の景観計画、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、自然とのふれあいの場づくりなどにより自然環境保全地の保全と活用を図ります。 <u>併せて、山林や里山の手入れを兼ねた林材の産業的活用等についても検討を図ります。</u></td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	特性を活かした住宅地の形成	都市計画法の地域地区（用途地域、特別用途地区、高度地区、風致地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域や緑地協定、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより特性を活かした住宅地の形成を図ります。	農地の保全と活用	<u>近年の農業を取り巻く環境の変化をふまえ、農業生産基盤整備、新規就農支援、法人の農業参入支援、市民農園、滞在型市民農園などによるグリーンツーリズムの展開など、多面的な利活用を視野に入れ、地域特性に合わせた農業振興を推進するためのエリア設定と総合的な計画を検討し、多様な主体の参画のもと、農地の保全と活用を図ります。</u>	自然環境保全地の保全と活用	都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、景観法の景観計画、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、自然とのふれあいの場づくりなどにより自然環境保全地の保全と活用を図ります。 <u>併せて、山林や里山の手入れを兼ねた林材の産業的活用等についても検討を図ります。</u>	<p><b>4) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1614 291 2769 1050"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特性を活かした住宅地の形成</td> <td>都市計画法の地域地区（用途地域、特別用途地区、高度地区、風致地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域や緑地協定、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより特性を活かした住宅地の形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td>農地の保全と活用</td> <td><u>農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域や農用地区域、市民農園、農業生産基盤整備、都市農村交流、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより農地の保全と活用を図ります。</u></td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地の保全と活用</td> <td>都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、景観法の景観計画、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、自然とのふれあいの場づくりなどにより自然環境保全地の保全と活用を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	特性を活かした住宅地の形成	都市計画法の地域地区（用途地域、特別用途地区、高度地区、風致地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域や緑地協定、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより特性を活かした住宅地の形成を図ります。	農地の保全と活用	<u>農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域や農用地区域、市民農園、農業生産基盤整備、都市農村交流、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより農地の保全と活用を図ります。</u>	自然環境保全地の保全と活用	都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、景観法の景観計画、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、自然とのふれあいの場づくりなどにより自然環境保全地の保全と活用を図ります。
施策	内容																	
特性を活かした住宅地の形成	都市計画法の地域地区（用途地域、特別用途地区、高度地区、風致地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域や緑地協定、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより特性を活かした住宅地の形成を図ります。																	
農地の保全と活用	<u>近年の農業を取り巻く環境の変化をふまえ、農業生産基盤整備、新規就農支援、法人の農業参入支援、市民農園、滞在型市民農園などによるグリーンツーリズムの展開など、多面的な利活用を視野に入れ、地域特性に合わせた農業振興を推進するためのエリア設定と総合的な計画を検討し、多様な主体の参画のもと、農地の保全と活用を図ります。</u>																	
自然環境保全地の保全と活用	都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、景観法の景観計画、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、自然とのふれあいの場づくりなどにより自然環境保全地の保全と活用を図ります。 <u>併せて、山林や里山の手入れを兼ねた林材の産業的活用等についても検討を図ります。</u>																	
施策	内容																	
特性を活かした住宅地の形成	都市計画法の地域地区（用途地域、特別用途地区、高度地区、風致地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域や緑地協定、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより特性を活かした住宅地の形成を図ります。																	
農地の保全と活用	<u>農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域や農用地区域、市民農園、農業生産基盤整備、都市農村交流、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより農地の保全と活用を図ります。</u>																	
自然環境保全地の保全と活用	都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、景観法の景観計画、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、自然とのふれあいの場づくりなどにより自然環境保全地の保全と活用を図ります。																	
	<p><b>コラム2</b> 新たな農地の保全と活用の取り組み</p>																	
																		
	<p>西小磯地区では昔から、米や野菜、みかんなどが生産されてきました。近年、こうした地区でNPO法人によってグリーンツーリズムのイベントが企画され、町内外の多くの参加者が稲作体験やそこでできた米を使った酒づくりなどを楽しんでいます。</p> <p><u>このように、従来の生産活動の継承や発展と、近年のトレンドをとらえた新たな活動の調和による農地の保全と活用が試みられています。</u></p>	<p>&lt;新規&gt;</p>																

ページ	変更後	変更前																
2-13 (旧 29)	<p><b>2) 整備方針</b></p> <p>① 地形や水系などの自然の骨格を緑の骨格とし、緑の保全と活用を図ります。なお、緑の保全を図る地域制緑地<sup>※</sup>の風致地区と特別緑地保全地区は、次の方針に基づいて進めます。  <small>※地域制緑地：風致地区や特別緑地保全地区など法律や協定によってその土地利用を規制することで良好な自然環境などの保全を図ることを目的としている緑地</small></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>③ 都市の安全性や美しい風景をつくる緑の保全と創造を図るため、緑化の推進及び緑の保全に関する条例に基づく、保存樹木や保存樹林の指定などを進めます。</p> <p>④ 身近な暮らしの中に水と緑を育むとともに、自然とのふれあいの場の整備を進めます。</p> <p>⑤ 里山の緑の適正な管理と活用を図ります。</p> <p>⑥ 生物多様性を保全・再生し、持続可能な活用を図ります。</p>	<p><b>2) 整備方針</b></p> <p>① 地形や水系などの自然の骨格を緑の骨格とし、緑の保全と活用を図ります。なお、緑の保全を図る地域制緑地の風致地区と特別緑地保全地区は、次の方針に基づいて<u>指定をめざします</u>。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>③ 都市の安全性や美しい風景をつくる緑の保全と創造を図ります。</p> <p>④身近な暮らしの中に水と緑を育むとともに、自然との<u>憩い</u>の場の整備を進めます。</p> <p>⑤里山の緑の適正な管理を図ります。</p>																
	<p><b>3) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="320 716 1442 1220"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨格的な緑の保全と活用</td> <td>都市計画法の風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、森林法の保安林や地域計画対象民有林、ボランティア活動、里山の再生などにより骨格的な緑の保全と活用を図ります。</td> </tr> <tr> <td>水と緑のネットワークの形成</td> <td>公園、文化財、緑化の推進及び緑の保全に関する条例に基づく保存樹木・保存樹林、景観法の景観重要建造物や景観重要樹木、都市緑地法の緑化地域、街路樹、河川などを結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td>里山の緑の適正な管理と活用</td> <td>条例・協定等の検討、ボランティア活動、自然とのふれあいの場づくり、管理の仕組みづくりなどにより里山の緑の適正な管理と活用を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	骨格的な緑の保全と活用	都市計画法の風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、森林法の保安林や地域計画対象民有林、ボランティア活動、里山の再生などにより骨格的な緑の保全と活用を図ります。	水と緑のネットワークの形成	公園、文化財、緑化の推進及び緑の保全に関する条例に基づく保存樹木・保存樹林、景観法の景観重要建造物や景観重要樹木、都市緑地法の緑化地域、街路樹、河川などを結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。	里山の緑の適正な管理と活用	条例・協定等の検討、ボランティア活動、自然とのふれあいの場づくり、管理の仕組みづくりなどにより里山の緑の適正な管理と活用を図ります。	<p><b>3) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1635 716 2724 1220"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨格的な緑の保全と活用</td> <td>都市計画法の風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、森林法の保安林や地域計画対象民有林、ボランティア活動、里山の再生などにより骨格的な緑の保全と活用を図ります。</td> </tr> <tr> <td>緑のネットワークの形成</td> <td>公園、文化財、保存樹・保存樹林、景観法の景観重要建造物等、都市緑地法の緑化地域、街路樹、河川などを結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td>里山の緑の適正な管理</td> <td>条例・協定等の検討、ボランティア活動、自然とのふれあいの場づくり、管理の仕組みづくりなどにより里山の緑の適正な管理を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	骨格的な緑の保全と活用	都市計画法の風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、森林法の保安林や地域計画対象民有林、ボランティア活動、里山の再生などにより骨格的な緑の保全と活用を図ります。	緑のネットワークの形成	公園、文化財、保存樹・保存樹林、景観法の景観重要建造物等、都市緑地法の緑化地域、街路樹、河川などを結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。	里山の緑の適正な管理	条例・協定等の検討、ボランティア活動、自然とのふれあいの場づくり、管理の仕組みづくりなどにより里山の緑の適正な管理を図ります。
施策	内容																	
骨格的な緑の保全と活用	都市計画法の風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、森林法の保安林や地域計画対象民有林、ボランティア活動、里山の再生などにより骨格的な緑の保全と活用を図ります。																	
水と緑のネットワークの形成	公園、文化財、緑化の推進及び緑の保全に関する条例に基づく保存樹木・保存樹林、景観法の景観重要建造物や景観重要樹木、都市緑地法の緑化地域、街路樹、河川などを結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。																	
里山の緑の適正な管理と活用	条例・協定等の検討、ボランティア活動、自然とのふれあいの場づくり、管理の仕組みづくりなどにより里山の緑の適正な管理と活用を図ります。																	
施策	内容																	
骨格的な緑の保全と活用	都市計画法の風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、森林法の保安林や地域計画対象民有林、ボランティア活動、里山の再生などにより骨格的な緑の保全と活用を図ります。																	
緑のネットワークの形成	公園、文化財、保存樹・保存樹林、景観法の景観重要建造物等、都市緑地法の緑化地域、街路樹、河川などを結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。																	
里山の緑の適正な管理	条例・協定等の検討、ボランティア活動、自然とのふれあいの場づくり、管理の仕組みづくりなどにより里山の緑の適正な管理を図ります。																	
2-14 (旧 30)	<div style="border: 2px solid #4a7ebb; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>コラム3</b> 風致地区、特別緑地保全地区</p> <p>町では、平成27年4月に小湊海岸に面した第一種低層住居専用地域の約11haを第3種風致地区に指定しました。また、小湊海岸沿いの現存する松林の約1.3haも平成27年4月に特別緑地保全地区に指定しました。                      今後も自然的景観を良好に維持し、緑豊かな大磯らしい環境の維持・保全を図るため、さらなる指定を検討していきます。</p>  </div>	<p style="text-align: center;">&lt;新規&gt;</p>																

大磯町まちづくり基本計画変更案 新旧対照表

ページ	変更後	変更前																
2-16 (旧32)	<p><b>3) 基本方針</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>⑤ 「大磯らしさ」を共有して町民とともに「守り」、「育む」 「大磯らしさ」の特徴や要因は多種多様で複雑です。今後の取り組みにおいても、町民それぞれの思いの中にある「大磯らしさ」について探求していく取り組みを継続し、それを町民が共有することにより、<u>協働して大磯らしいまちづくりをさらに展開させていきます。</u></p>	<p><b>3) 基本方針</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>⑤ 「大磯らしさ」を共有する 「大磯らしさ」の特徴や要因は多種多様で複雑です。今後の取り組みにおいても、町民それぞれの思いの中にある「大磯らしさ」について探求していく取り組みを継続し、それを町民が共有することにより、大磯らしいまちづくりをさらに展開させていきます。</p>																
2-18 (旧34)	<p><b>4) 風景の保全・創出の誘導指針</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>⑥ 緑豊かな駅周辺の風景 大磯駅周辺の風景は、駅舎が関東の駅百選に選ばれる個性的な建築物であるほか、<u>駅前</u>の景色が保存樹林の緑に覆われている点、周囲を低層の建築物で囲まれている点、町民になじみの深い建築物がある点などの特徴があります。 これらの特徴の維持・保全を図るとともに、建築物等をつくるに際しては周囲の雰囲気との調和を取り、これらの特徴を活かしていくものとします。</p>	<p><b>4) 風景の保全・創出の誘導指針</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>⑥ 緑豊かな駅周辺の風景 大磯駅周辺の風景は、駅舎が関東の駅百選に選ばれる個性的な建築物であるほか、<u>駅前・ホームから見る景色</u>が緑に覆われている点、周囲を低層の建築物で囲まれている点、町民になじみの深い建築物がある点などの特徴があります。 これらの特徴の維持・保全を図るとともに、建築物等をつくるに際しては周囲の雰囲気との調和を取り、これらの特徴を活かしていくものとします。</p>																
2-19 (旧35)	<p><b>5) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="320 915 1466 1556"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然風景の保全と創出</td> <td>都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、景観法の景観計画や景観地区、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより自然風景の保全と創出を図ります。</td> </tr> <tr> <td>良好な町並み風景の形成</td> <td>都市計画法の地域地区（用途地域、風致地区、高度地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整、電線類地中化、屋外広告物の規制、町のいけがき奨励事業、<u>保存樹林</u>、<u>保存樹木制度</u>などにより良好な町並み風景の形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td>歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用</td> <td>景観法の景観計画、景観地区や景観重要建造物等の指定、文化財保護法の登録文化財の指定、都市公園法の公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	自然風景の保全と創出	都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、景観法の景観計画や景観地区、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより自然風景の保全と創出を図ります。	良好な町並み風景の形成	都市計画法の地域地区（用途地域、風致地区、高度地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整、電線類地中化、屋外広告物の規制、町のいけがき奨励事業、 <u>保存樹林</u> 、 <u>保存樹木制度</u> などにより良好な町並み風景の形成を図ります。	歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用	景観法の景観計画、景観地区や景観重要建造物等の指定、文化財保護法の登録文化財の指定、都市公園法の公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用を図ります。	<p><b>5) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1626 915 2772 1556"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然風景の保全と創出</td> <td>都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、景観法の景観計画や景観地区、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより自然風景の保全と創出を図ります。</td> </tr> <tr> <td>良好な町並み風景の形成</td> <td>都市計画法の地域地区（用途地域、風致地区、高度地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整、電線類地中化、屋外広告物の規制、町のいけがき奨励事業などにより良好な町並み風景の形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td>歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用</td> <td>景観法の景観計画、景観地区や景観重要建造物等の指定、文化財保護法の登録文化財の指定、都市公園法の公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	自然風景の保全と創出	都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、景観法の景観計画や景観地区、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより自然風景の保全と創出を図ります。	良好な町並み風景の形成	都市計画法の地域地区（用途地域、風致地区、高度地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整、電線類地中化、屋外広告物の規制、町のいけがき奨励事業などにより良好な町並み風景の形成を図ります。	歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用	景観法の景観計画、景観地区や景観重要建造物等の指定、文化財保護法の登録文化財の指定、都市公園法の公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用を図ります。
施策	内容																	
自然風景の保全と創出	都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、景観法の景観計画や景観地区、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより自然風景の保全と創出を図ります。																	
良好な町並み風景の形成	都市計画法の地域地区（用途地域、風致地区、高度地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整、電線類地中化、屋外広告物の規制、町のいけがき奨励事業、 <u>保存樹林</u> 、 <u>保存樹木制度</u> などにより良好な町並み風景の形成を図ります。																	
歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用	景観法の景観計画、景観地区や景観重要建造物等の指定、文化財保護法の登録文化財の指定、都市公園法の公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用を図ります。																	
施策	内容																	
自然風景の保全と創出	都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、景観法の景観計画や景観地区、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより自然風景の保全と創出を図ります。																	
良好な町並み風景の形成	都市計画法の地域地区（用途地域、風致地区、高度地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整、電線類地中化、屋外広告物の規制、町のいけがき奨励事業などにより良好な町並み風景の形成を図ります。																	
歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用	景観法の景観計画、景観地区や景観重要建造物等の指定、文化財保護法の登録文化財の指定、都市公園法の公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用を図ります。																	

ページ	変更後	変更前
2-19 (新規)	<div data-bbox="329 237 783 348" style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">                     コラム4 保存樹林と町の鳥アオバト                 </div> <p data-bbox="290 390 931 495">町では、平成25年4月に大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例を制定し、保存樹木（保存樹林）の指定及び助成を行っています。</p> <p data-bbox="290 506 931 611">その中に社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホーム及び学校法人聖ステパノ学園にまたがる常緑広葉樹の樹林があります。</p> <p data-bbox="290 621 1412 688">この指定した保存樹林は、町の鳥であるアオバトが5月初旬から10月頃まで丹沢山地から照ヶ崎海岸まで海水を求めて集団で飛来する際の貴重な休憩場所のひとつとなっているようです。</p> <p data-bbox="290 699 1436 766">なお、町の観光キャラクターの「いそべえ」、「あおみ」もアオバトをモチーフとしたキャラクターです。</p> <div data-bbox="967 352 1478 596" style="text-align: center;">  </div>	<新規>

ページ	変更後	変更前																										
2-20 (旧36)	<p>1) 拠点・ゾーンの整備方針</p> <p>表 拠点とゾーンの整備方針</p> <table border="1" data-bbox="278 289 1484 1272"> <thead> <tr> <th colspan="2">拠点とゾーン</th> <th>整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">拠点</td> <td>大磯駅周辺</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の山並みやエリザベスサンダースホーム一帯の緑と調和し落ちついた景観の保全</li> <li>・駅周辺の「大磯町バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化</li> <li>・駅前広場周辺エリアの再整備の検討</li> <li>・生活利便施設等の集約化</li> <li>・近代の歴史的建築物の町並み、旧東海道筋の商業地の町並み、大磯港周辺の旧漁村の町並みなどの整備と拠点活性化への活用</li> <li>・住民参加による四季の花植えなど景観形成の取り組み</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>国府支所周辺</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>・県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> <li>・生活利便施設等の集約化</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゾーン</td> <td>里山レクリエーションゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全と、環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>海浜ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海の自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</li> <li>・北浜海岸：海水浴場、ビーチスポーツなどによる利用の促進、海浜植物が生存できる自然環境や防砂林の保全、防災に配慮した整備</li> <li>・照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>・こゆるぎの浜：海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の保全</li> <li>・大磯港：港を核とした交流や地域の活性化</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	拠点とゾーン		整備方針	拠点	大磯駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の山並みやエリザベスサンダースホーム一帯の緑と調和し落ちついた景観の保全</li> <li>・駅周辺の「大磯町バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化</li> <li>・駅前広場周辺エリアの再整備の検討</li> <li>・生活利便施設等の集約化</li> <li>・近代の歴史的建築物の町並み、旧東海道筋の商業地の町並み、大磯港周辺の旧漁村の町並みなどの整備と拠点活性化への活用</li> <li>・住民参加による四季の花植えなど景観形成の取り組み</li> </ul>	国府支所周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>・県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> <li>・生活利便施設等の集約化</li> </ul>	ゾーン	里山レクリエーションゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全と、環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>	海浜ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海の自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</li> <li>・北浜海岸：海水浴場、ビーチスポーツなどによる利用の促進、海浜植物が生存できる自然環境や防砂林の保全、防災に配慮した整備</li> <li>・照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>・こゆるぎの浜：海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の保全</li> <li>・大磯港：港を核とした交流や地域の活性化</li> </ul>	<p>1) 拠点・ゾーンの整備方針</p> <p>表 拠点とゾーンの整備方針</p> <table border="1" data-bbox="1584 289 2789 1272"> <thead> <tr> <th colspan="2">拠点とゾーン</th> <th>整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">拠点</td> <td>大磯駅周辺</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の山並みやエリザベスサンダースホーム一帯の緑と調和し落ちついた景観の保全</li> <li>・駅及び駅周辺のバリアフリー化</li> <li>・近代の歴史的建築物の町並み、旧東海道筋の商業地の町並み、大磯港周辺の旧漁村の町並みなどの整備と拠点活性化への活用</li> <li>・住民参加による四季の花植えなど景観形成の取り組み</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>国府支所周辺</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>・県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゾーン</td> <td>里山レクリエーションゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森（旧野村研修所跡地）、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全と、環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>海浜ゾーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>海の自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</li> <li>北浜海岸：比較的広い砂浜、防砂林や海浜植物の自然環境の保全</li> <li>照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>こゆるぎの浜：海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の保全</li> <li>大磯港：港の資産を活かし地域を活性化する港づくり</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	拠点とゾーン		整備方針	拠点	大磯駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の山並みやエリザベスサンダースホーム一帯の緑と調和し落ちついた景観の保全</li> <li>・駅及び駅周辺のバリアフリー化</li> <li>・近代の歴史的建築物の町並み、旧東海道筋の商業地の町並み、大磯港周辺の旧漁村の町並みなどの整備と拠点活性化への活用</li> <li>・住民参加による四季の花植えなど景観形成の取り組み</li> </ul>	国府支所周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>・県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> </ul>	ゾーン	里山レクリエーションゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森（旧野村研修所跡地）、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全と、環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>	海浜ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>海の自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</li> <li>北浜海岸：比較的広い砂浜、防砂林や海浜植物の自然環境の保全</li> <li>照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>こゆるぎの浜：海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の保全</li> <li>大磯港：港の資産を活かし地域を活性化する港づくり</li> </ul>
拠点とゾーン		整備方針																										
拠点	大磯駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の山並みやエリザベスサンダースホーム一帯の緑と調和し落ちついた景観の保全</li> <li>・駅周辺の「大磯町バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化</li> <li>・駅前広場周辺エリアの再整備の検討</li> <li>・生活利便施設等の集約化</li> <li>・近代の歴史的建築物の町並み、旧東海道筋の商業地の町並み、大磯港周辺の旧漁村の町並みなどの整備と拠点活性化への活用</li> <li>・住民参加による四季の花植えなど景観形成の取り組み</li> </ul>																										
	国府支所周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>・県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> <li>・生活利便施設等の集約化</li> </ul>																										
ゾーン	里山レクリエーションゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全と、環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>																										
	海浜ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海の自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</li> <li>・北浜海岸：海水浴場、ビーチスポーツなどによる利用の促進、海浜植物が生存できる自然環境や防砂林の保全、防災に配慮した整備</li> <li>・照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>・こゆるぎの浜：海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の保全</li> <li>・大磯港：港を核とした交流や地域の活性化</li> </ul>																										
拠点とゾーン		整備方針																										
拠点	大磯駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の山並みやエリザベスサンダースホーム一帯の緑と調和し落ちついた景観の保全</li> <li>・駅及び駅周辺のバリアフリー化</li> <li>・近代の歴史的建築物の町並み、旧東海道筋の商業地の町並み、大磯港周辺の旧漁村の町並みなどの整備と拠点活性化への活用</li> <li>・住民参加による四季の花植えなど景観形成の取り組み</li> </ul>																										
	国府支所周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>・県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> </ul>																										
ゾーン	里山レクリエーションゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森（旧野村研修所跡地）、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全と、環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>																										
	海浜ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>海の自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</li> <li>北浜海岸：比較的広い砂浜、防砂林や海浜植物の自然環境の保全</li> <li>照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>こゆるぎの浜：海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の保全</li> <li>大磯港：港の資産を活かし地域を活性化する港づくり</li> </ul>																										
2-21 (新規)	<div data-bbox="350 1346 780 1451" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #4a86e8; color: white; text-align: center;"> <p>コラム5 歴史的建造物の保全・活用</p> </div> <p>東小磯から西小磯にかけての国道1号南側には、滄浪閣をはじめ旧大隈重信邸や旧西園寺公望邸などの歴史的建造物が集積しています。これらが立地する地域は、建築可能な建物用途が限定される第一種低層住居専用地域のため、取り壊されて低層マンションに姿を変えるといた事例が見受けられます。</p> <p>町では、これらの歴史的建造物を保全しつつ活用を促進するため、平成27年4月に特別用途地区を指定し、一定の条件のもとに用途制限を緩和し、飲食店、ホテル・旅館、物品販売店舗、サービス業店舗などを建築できるようにしました。</p> <p>風致地区、特別緑地保全地区と合わせ、相乗効果により大磯らしいまち並みの保全を図ります。</p>	<p>&lt;新規&gt;</p>																										

ページ	変更後	変更前																																
2-22 (旧37)	<p><b>3) 重点地区の整備方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3) 重点地区の整備方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>																																
	<p>表 重点地区の位置づけとの整備方針</p>	<p>表 重点地区の位置づけとの整備方針</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="290 296 587 359">重点地区</th> <th data-bbox="587 296 1501 359">整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="290 359 587 569">高麗山公園 周辺地区 (高麗山～代官山)</td> <td data-bbox="587 359 1501 569"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域等の制度の活用と、樹林地の維持管理に関わる施策の実施による山の緑の景観の保全</li> <li>・眺望点や散策路など、山の自然にふれあえる環境整備</li> <li>・山裾の住宅地における風致地区等の指定による山並みと調和した景観の形成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 569 587 695">化粧坂松並木地区</td> <td data-bbox="587 569 1501 695"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松並木の保全と安全に歩ける道路空間の整備</li> <li>・松並木植栽部分の維持管理や松並木と調和した町並み形成に向けた地区まちづくり協定等のルールづくり</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 695 587 905">大磯港・海岸地区</td> <td data-bbox="587 695 1501 905"> <p>自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北浜海岸：<u>海水浴場、ビーチスポーツなどによる利用の促進、海浜植物が生存できる自然環境や防砂林の保全、防災に配慮した整備</u></li> <li>・照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>・大磯港：<u>港を核とした交流促進や地域の活性化</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 905 587 1157">小海綾海岸 松林地区</td> <td data-bbox="587 905 1501 1157"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>指定（指定済）</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討(<u>特別用途地区を指定済</u>)</li> <li>・海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> <li>・広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1157 587 1367">小磯山手地区</td> <td data-bbox="587 1157 1501 1367"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> <li>・市街地内における公共交通の利便性の向上</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1367 587 1472">西小磯谷戸 周辺地区</td> <td data-bbox="587 1367 1501 1472"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1472 587 1654">運動公園周辺地区</td> <td data-bbox="587 1472 1501 1654"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>・環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	重点地区	整備方針	高麗山公園 周辺地区 (高麗山～代官山)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域等の制度の活用と、樹林地の維持管理に関わる施策の実施による山の緑の景観の保全</li> <li>・眺望点や散策路など、山の自然にふれあえる環境整備</li> <li>・山裾の住宅地における風致地区等の指定による山並みと調和した景観の形成</li> </ul>	化粧坂松並木地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松並木の保全と安全に歩ける道路空間の整備</li> <li>・松並木植栽部分の維持管理や松並木と調和した町並み形成に向けた地区まちづくり協定等のルールづくり</li> </ul>	大磯港・海岸地区	<p>自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北浜海岸：<u>海水浴場、ビーチスポーツなどによる利用の促進、海浜植物が生存できる自然環境や防砂林の保全、防災に配慮した整備</u></li> <li>・照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>・大磯港：<u>港を核とした交流促進や地域の活性化</u></li> </ul>	小海綾海岸 松林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>指定（指定済）</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討(<u>特別用途地区を指定済</u>)</li> <li>・海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> <li>・広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</li> </ul>	小磯山手地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> <li>・市街地内における公共交通の利便性の向上</li> </ul>	西小磯谷戸 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul>	運動公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>・環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1596 296 1893 359">重点地区</th> <th data-bbox="1893 296 2807 359">整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1596 359 1893 569">高麗山公園 周辺地区 (高麗山～代官山)</td> <td data-bbox="1893 359 2807 569"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域等の制度の活用と、樹林地の維持管理に関わる施策の実施による山の緑の景観の保全</li> <li>・眺望点や散策路など、山の自然にふれあえる環境整備</li> <li>・山裾の住宅地における風致地区等の指定による山並みと調和した景観の形成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 569 1893 695">化粧坂松並木地区</td> <td data-bbox="1893 569 2807 695"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松並木の保全と安全に歩ける道路空間の整備</li> <li>・松並木植栽部分の維持管理や松並木と調和した町並み形成に向けた地区まちづくり協定等のルールづくり</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 695 1893 905">大磯港・海岸地区</td> <td data-bbox="1893 695 2807 905"> <p>自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北浜海岸：<u>比較的広い砂浜、防砂林や海浜植物の自然環境の保全</u></li> <li>・照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>・大磯港：<u>港の資産を活かし地域を活性化する港づくり</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 905 1893 1157">小海綾海岸 松林地区</td> <td data-bbox="1893 905 2807 1157"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>検討</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討</li> <li>・海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1157 1893 1367">小磯山手地区</td> <td data-bbox="1893 1157 2807 1367"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1367 1893 1472">西小磯谷戸 周辺地区</td> <td data-bbox="1893 1367 2807 1472"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1472 1893 1654">運動公園周辺地区</td> <td data-bbox="1893 1472 2807 1654"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森(<u>旧野村研修所跡地</u>)、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>・環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	重点地区	整備方針	高麗山公園 周辺地区 (高麗山～代官山)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域等の制度の活用と、樹林地の維持管理に関わる施策の実施による山の緑の景観の保全</li> <li>・眺望点や散策路など、山の自然にふれあえる環境整備</li> <li>・山裾の住宅地における風致地区等の指定による山並みと調和した景観の形成</li> </ul>	化粧坂松並木地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松並木の保全と安全に歩ける道路空間の整備</li> <li>・松並木植栽部分の維持管理や松並木と調和した町並み形成に向けた地区まちづくり協定等のルールづくり</li> </ul>	大磯港・海岸地区	<p>自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北浜海岸：<u>比較的広い砂浜、防砂林や海浜植物の自然環境の保全</u></li> <li>・照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>・大磯港：<u>港の資産を活かし地域を活性化する港づくり</u></li> </ul>	小海綾海岸 松林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>検討</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討</li> <li>・海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> </ul>	小磯山手地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> </ul>	西小磯谷戸 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul>	運動公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森(<u>旧野村研修所跡地</u>)、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>・環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>
重点地区	整備方針																																	
高麗山公園 周辺地区 (高麗山～代官山)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域等の制度の活用と、樹林地の維持管理に関わる施策の実施による山の緑の景観の保全</li> <li>・眺望点や散策路など、山の自然にふれあえる環境整備</li> <li>・山裾の住宅地における風致地区等の指定による山並みと調和した景観の形成</li> </ul>																																	
化粧坂松並木地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松並木の保全と安全に歩ける道路空間の整備</li> <li>・松並木植栽部分の維持管理や松並木と調和した町並み形成に向けた地区まちづくり協定等のルールづくり</li> </ul>																																	
大磯港・海岸地区	<p>自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北浜海岸：<u>海水浴場、ビーチスポーツなどによる利用の促進、海浜植物が生存できる自然環境や防砂林の保全、防災に配慮した整備</u></li> <li>・照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>・大磯港：<u>港を核とした交流促進や地域の活性化</u></li> </ul>																																	
小海綾海岸 松林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>指定（指定済）</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討(<u>特別用途地区を指定済</u>)</li> <li>・海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> <li>・広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</li> </ul>																																	
小磯山手地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> <li>・市街地内における公共交通の利便性の向上</li> </ul>																																	
西小磯谷戸 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul>																																	
運動公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>・環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>																																	
重点地区	整備方針																																	
高麗山公園 周辺地区 (高麗山～代官山)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域等の制度の活用と、樹林地の維持管理に関わる施策の実施による山の緑の景観の保全</li> <li>・眺望点や散策路など、山の自然にふれあえる環境整備</li> <li>・山裾の住宅地における風致地区等の指定による山並みと調和した景観の形成</li> </ul>																																	
化粧坂松並木地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松並木の保全と安全に歩ける道路空間の整備</li> <li>・松並木植栽部分の維持管理や松並木と調和した町並み形成に向けた地区まちづくり協定等のルールづくり</li> </ul>																																	
大磯港・海岸地区	<p>自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北浜海岸：<u>比較的広い砂浜、防砂林や海浜植物の自然環境の保全</u></li> <li>・照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全</li> <li>・大磯港：<u>港の資産を活かし地域を活性化する港づくり</u></li> </ul>																																	
小海綾海岸 松林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>検討</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討</li> <li>・海岸侵食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> </ul>																																	
小磯山手地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> </ul>																																	
西小磯谷戸 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul>																																	
運動公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、万台こゆるぎの森(<u>旧野村研修所跡地</u>)、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>・環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>																																	

ページ	変更後	変更前																																
2-23 (旧38)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 233 486 260">重点地区</th> <th data-bbox="982 233 1089 260">整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 331 537 359">旧東海道中丸地区</td> <td data-bbox="596 296 1448 407">城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 443 537 470">六所神社周辺地区</td> <td data-bbox="596 428 1448 497">国道1号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 562 507 590">葛川沿い地区</td> <td data-bbox="596 527 1448 638"> <ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> <li>広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 674 522 701">不動川沿い地区</td> <td data-bbox="596 659 1448 728"> <ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 772 498 800">神揃山地区</td> <td data-bbox="596 758 1448 827">地域で行われている維持管理活動等への支援と、散策路や眺望点等里山の自然にふれあえる環境整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 877 498 947">谷戸川及び鷹取山地区</td> <td data-bbox="596 863 1448 974"> <ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区等による鷹取山の保全と維持管理</li> <li>自然観察路・ハイキングルート<sup>①</sup>の整備</li> <li>谷戸川の水質改善及び自然河岸の保全</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1003 507 1031">虫窪周辺地区</td> <td data-bbox="596 989 1448 1016">自然景観の保全に配慮した生活・農業基盤の整備</td> </tr> </tbody> </table>	重点地区	整備方針	旧東海道中丸地区	城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備	六所神社周辺地区	国道1号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備	葛川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> <li>広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</li> </ul>	不動川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul>	神揃山地区	地域で行われている維持管理活動等への支援と、散策路や眺望点等里山の自然にふれあえる環境整備	谷戸川及び鷹取山地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区等による鷹取山の保全と維持管理</li> <li>自然観察路・ハイキングルート<sup>①</sup>の整備</li> <li>谷戸川の水質改善及び自然河岸の保全</li> </ul>	虫窪周辺地区	自然景観の保全に配慮した生活・農業基盤の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1685 233 1792 260">重点地区</th> <th data-bbox="2288 233 2395 260">整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1635 331 1843 359">旧東海道中丸地区</td> <td data-bbox="1902 296 2754 407">城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 443 1843 470">六所神社周辺地区</td> <td data-bbox="1902 428 2754 497">国道1号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1665 562 1813 590">葛川沿い地区</td> <td data-bbox="1902 527 2754 617"> <ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 674 1828 701">不動川沿い地区</td> <td data-bbox="1902 659 2754 728"> <ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1673 772 1804 800">神揃山地区</td> <td data-bbox="1902 758 2754 827">地域で行われている維持管理活動等への支援と、散策路や眺望点等里山の自然にふれあえる環境整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1673 877 1804 947">谷戸川及び鷹取山地区</td> <td data-bbox="1902 863 2754 974"> <ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区等による鷹取山の保全と維持管理</li> <li>自然観察路・ハイキングルート<sup>①</sup>の整備</li> <li>谷戸川の水質改善及び自然河岸の保全</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1665 1003 1813 1031">虫窪周辺地区</td> <td data-bbox="1902 989 2754 1016">自然景観の保全に配慮した生活・農業基盤の整備</td> </tr> </tbody> </table>	重点地区	整備方針	旧東海道中丸地区	城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備	六所神社周辺地区	国道1号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備	葛川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul>	不動川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul>	神揃山地区	地域で行われている維持管理活動等への支援と、散策路や眺望点等里山の自然にふれあえる環境整備	谷戸川及び鷹取山地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区等による鷹取山の保全と維持管理</li> <li>自然観察路・ハイキングルート<sup>①</sup>の整備</li> <li>谷戸川の水質改善及び自然河岸の保全</li> </ul>	虫窪周辺地区	自然景観の保全に配慮した生活・農業基盤の整備
重点地区	整備方針																																	
旧東海道中丸地区	城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備																																	
六所神社周辺地区	国道1号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備																																	
葛川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> <li>広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</li> </ul>																																	
不動川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul>																																	
神揃山地区	地域で行われている維持管理活動等への支援と、散策路や眺望点等里山の自然にふれあえる環境整備																																	
谷戸川及び鷹取山地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区等による鷹取山の保全と維持管理</li> <li>自然観察路・ハイキングルート<sup>①</sup>の整備</li> <li>谷戸川の水質改善及び自然河岸の保全</li> </ul>																																	
虫窪周辺地区	自然景観の保全に配慮した生活・農業基盤の整備																																	
重点地区	整備方針																																	
旧東海道中丸地区	城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備																																	
六所神社周辺地区	国道1号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備																																	
葛川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul>																																	
不動川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul>																																	
神揃山地区	地域で行われている維持管理活動等への支援と、散策路や眺望点等里山の自然にふれあえる環境整備																																	
谷戸川及び鷹取山地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区等による鷹取山の保全と維持管理</li> <li>自然観察路・ハイキングルート<sup>①</sup>の整備</li> <li>谷戸川の水質改善及び自然河岸の保全</li> </ul>																																	
虫窪周辺地区	自然景観の保全に配慮した生活・農業基盤の整備																																	
	<p><b>4) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 1283 465 1310">施策</th> <th data-bbox="931 1283 1038 1310">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 1373 480 1400">拠点の整備</td> <td data-bbox="552 1358 1457 1428">整備構想の策定、交通環境・商業・観光基盤・景観の整備、バリアフリー化などにより拠点の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1493 495 1562">海浜ゾーンの保全と活用</td> <td data-bbox="552 1457 1457 1604">砂浜の維持管理、海岸へのアクセスの確保、海浜植物の保全、海岸美化、体験学習やビーチスポーツなど自然とふれあえる場の整備及び利活用、防災に配慮した整備、利用調整、大磯港周辺エリアの再整備などにより海浜ゾーンの保全と活用を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1667 480 1736">重点地区の指定と整備</td> <td data-bbox="552 1619 1457 1766">まちづくり条例の推進地区、推進地区整備計画、地区まちづくり事業、地区まちづくり協議会や地区まちづくり計画、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市計画法の風致地区や地区計画、建築基準法の建築協定、ボランティア活動などにより重点地区の指定と整備を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	拠点の整備	整備構想の策定、交通環境・商業・観光基盤・景観の整備、バリアフリー化などにより拠点の整備を図ります。	海浜ゾーンの保全と活用	砂浜の維持管理、海岸へのアクセスの確保、海浜植物の保全、海岸美化、体験学習やビーチスポーツなど自然とふれあえる場の整備及び利活用、防災に配慮した整備、利用調整、大磯港周辺エリアの再整備などにより海浜ゾーンの保全と活用を図ります。	重点地区の指定と整備	まちづくり条例の推進地区、推進地区整備計画、地区まちづくり事業、地区まちづくり協議会や地区まちづくり計画、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市計画法の風致地区や地区計画、建築基準法の建築協定、ボランティア活動などにより重点地区の指定と整備を図ります。	<p><b>4) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1665 1283 1771 1310">施策</th> <th data-bbox="2237 1283 2344 1310">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1650 1373 1786 1400">拠点の整備</td> <td data-bbox="1857 1358 2763 1428">整備構想の策定、交通環境・商業・観光基盤・景観の整備、バリアフリー化などにより拠点の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1493 1801 1562">海浜ゾーンの保全と活用</td> <td data-bbox="1857 1457 2763 1583">砂浜の維持管理、海岸へのアクセスの確保、海浜植物の保全、海岸美化、体験学習と自然とふれあえる場の整備、利用調整、大磯港再整備などにより海浜ゾーンの保全と活用を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 1667 1786 1736">重点地区の指定と整備</td> <td data-bbox="1857 1619 2763 1766">まちづくり条例の推進地区、推進地区整備計画、地区まちづくり事業、地区まちづくり協議会や地区まちづくり計画、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市計画法の風致地区や地区計画、建築基準法の建築協定、ボランティア活動などにより重点地区の指定と整備を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	拠点の整備	整備構想の策定、交通環境・商業・観光基盤・景観の整備、バリアフリー化などにより拠点の整備を図ります。	海浜ゾーンの保全と活用	砂浜の維持管理、海岸へのアクセスの確保、海浜植物の保全、海岸美化、体験学習と自然とふれあえる場の整備、利用調整、大磯港再整備などにより海浜ゾーンの保全と活用を図ります。	重点地区の指定と整備	まちづくり条例の推進地区、推進地区整備計画、地区まちづくり事業、地区まちづくり協議会や地区まちづくり計画、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市計画法の風致地区や地区計画、建築基準法の建築協定、ボランティア活動などにより重点地区の指定と整備を図ります。																
施策	内容																																	
拠点の整備	整備構想の策定、交通環境・商業・観光基盤・景観の整備、バリアフリー化などにより拠点の整備を図ります。																																	
海浜ゾーンの保全と活用	砂浜の維持管理、海岸へのアクセスの確保、海浜植物の保全、海岸美化、体験学習やビーチスポーツなど自然とふれあえる場の整備及び利活用、防災に配慮した整備、利用調整、大磯港周辺エリアの再整備などにより海浜ゾーンの保全と活用を図ります。																																	
重点地区の指定と整備	まちづくり条例の推進地区、推進地区整備計画、地区まちづくり事業、地区まちづくり協議会や地区まちづくり計画、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市計画法の風致地区や地区計画、建築基準法の建築協定、ボランティア活動などにより重点地区の指定と整備を図ります。																																	
施策	内容																																	
拠点の整備	整備構想の策定、交通環境・商業・観光基盤・景観の整備、バリアフリー化などにより拠点の整備を図ります。																																	
海浜ゾーンの保全と活用	砂浜の維持管理、海岸へのアクセスの確保、海浜植物の保全、海岸美化、体験学習と自然とふれあえる場の整備、利用調整、大磯港再整備などにより海浜ゾーンの保全と活用を図ります。																																	
重点地区の指定と整備	まちづくり条例の推進地区、推進地区整備計画、地区まちづくり事業、地区まちづくり協議会や地区まちづくり計画、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市計画法の風致地区や地区計画、建築基準法の建築協定、ボランティア活動などにより重点地区の指定と整備を図ります。																																	

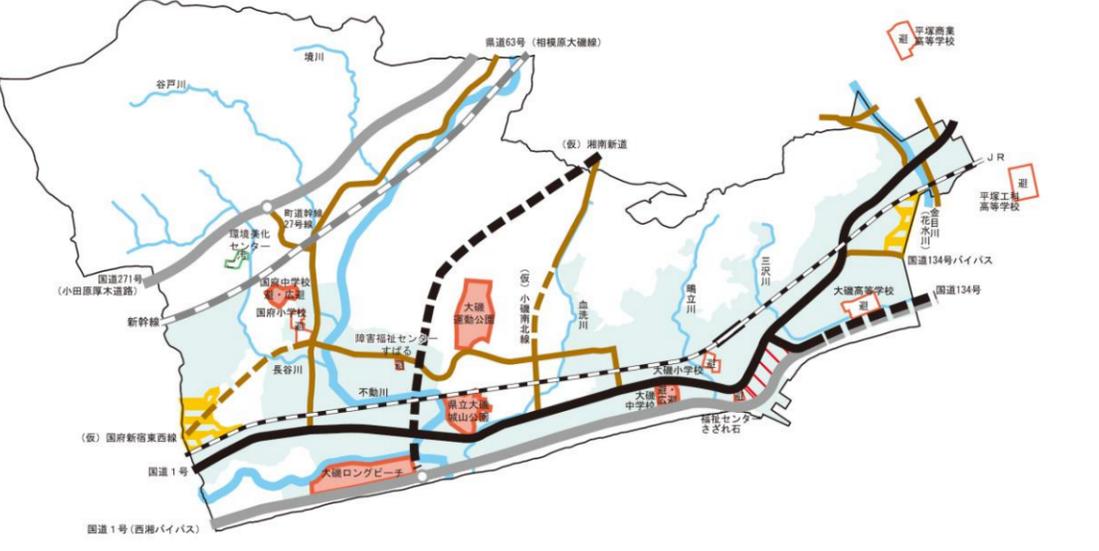
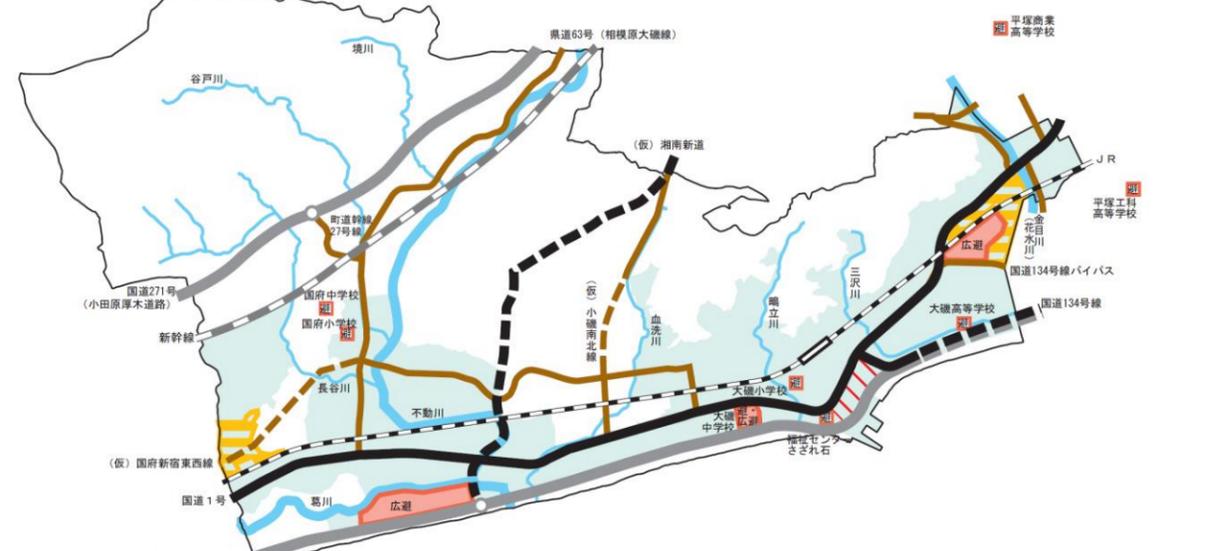
ページ 2-24 (旧 39)	変更後	変更前
	<p style="text-align: center;">■魅力的な空間形成の方針図■</p>  <p> <span style="color: green;">■</span> 自然風景（山・谷戸）  <span style="color: blue;">■</span> 自然風景（海・浜・川）  <span style="color: yellow;">■</span> 町並み風景  <span style="color: orange;">■</span> 歴史的・文化的風景  <span style="color: yellow;">★</span> 眺望点         </p> <p> <span style="border: 2px dashed red; padding: 2px;"> </span> まちの拠点  <span style="border: 2px solid green; padding: 2px;"> </span> 重点地区（自然一山並み、谷戸、海岸）  <span style="border: 2px solid blue; padding: 2px;"> </span> 重点地区（自然一河川）  <span style="border: 2px solid orange; padding: 2px;"> </span> 重点地区（町並み）  <span style="border: 2px dashed black; padding: 2px;"> </span> 地区計画検討区域         </p> <p> <span style="border-bottom: 2px solid gray; width: 20px; display: inline-block;"></span> 道路  <span style="border-bottom: 2px solid gray; width: 20px; display: inline-block;"></span> 鉄道         </p> <p style="text-align: right;">0 250 500 1,000m N</p>  <p style="text-align: center;">大磯町全景</p>	<p style="text-align: center;">■魅力的な空間形成の方針図■</p>  <p> <span style="color: green;">■</span> 自然風景（山・谷戸）  <span style="color: blue;">■</span> 自然風景（海・浜・川）  <span style="color: yellow;">■</span> 町並み風景  <span style="color: orange;">■</span> 歴史的・文化的風景  <span style="color: yellow;">★</span> 眺望点         </p> <p> <span style="border: 2px dashed red; padding: 2px;"> </span> 拠点  <span style="border: 2px solid green; padding: 2px;"> </span> 重点地区（自然一山並み、谷戸、海岸）  <span style="border: 2px solid blue; padding: 2px;"> </span> 重点地区（自然一河川）  <span style="border: 2px solid orange; padding: 2px;"> </span> 重点地区（町並み）  <span style="border: 2px dashed black; padding: 2px;"> </span> 地区計画検討区域         </p> <p> <span style="border-bottom: 2px solid gray; width: 20px; display: inline-block;"></span> 道路  <span style="border-bottom: 2px solid gray; width: 20px; display: inline-block;"></span> 鉄道         </p> <p style="text-align: right;">0 250 500 1,000m N</p>  <p style="text-align: center;">大磯町全景</p>
2-25 (旧 40)	<p><b>2) 整備方針</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>③ <u>道路の維持や整備のほか、橋りょう長寿命化など</u>により交通環境や生活環境の向上を図ります。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>	<p><b>2) 整備方針</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>③ <u>地区内道路の整備</u>により交通環境や生活環境の向上を図ります。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>

ページ	変更後	変更前																
2-25 (旧 40)	<b>3) 施策の展開</b> 次の施策の展開を図ります。	<b>3) 施策の展開</b> 次の施策の展開を図ります。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路の整備</td> <td>主要幹線道路（(仮)湘南新道）、幹線道路（(仮)国府新宿東西線、(仮)小磯南北線）の計画の具体化を図ります。また、幹線道路（町道幹 16 号線、町道幹 27 号線など）、その他の道路（国府本郷西小磯 1 号線など）の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>歩行者・自転車の交通環境の整備</td> <td>歩道、自転車道、自転車歩行者道、バリアフリー化などにより歩行者・自転車の交通環境の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>公共交通の充実</td> <td>大磯駅や駅周辺の整備、道路整備、バスルート整備、公共交通空白地域への地域公共交通の導入などにより公共交通の充実を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	道路の整備	主要幹線道路（(仮)湘南新道）、幹線道路（(仮)国府新宿東西線、(仮)小磯南北線）の計画の具体化を図ります。また、幹線道路（町道幹 16 号線、町道幹 27 号線など）、その他の道路（国府本郷西小磯 1 号線など）の整備を図ります。	歩行者・自転車の交通環境の整備	歩道、自転車道、自転車歩行者道、バリアフリー化などにより歩行者・自転車の交通環境の整備を図ります。	公共交通の充実	大磯駅や駅周辺の整備、道路整備、バスルート整備、公共交通空白地域への地域公共交通の導入などにより公共交通の充実を図ります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路の整備</td> <td>主要幹線道路（(仮)湘南新道など）、幹線道路（(仮)国府新宿東西線、(仮)小磯南北線、町道幹線 16 号線、町道幹線 27 号線など）、生活道路の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>歩行者・自転車の交通環境の整備</td> <td>歩道、自転車道、自転車歩行者道、バリアフリー化などにより歩行者・自転車の交通環境の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>公共交通の充実</td> <td>大磯駅や駅周辺の整備、道路整備、バスルート整備、循環型コミュニティバス等の導入などにより公共交通の充実を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	道路の整備	主要幹線道路（(仮)湘南新道など）、幹線道路（(仮)国府新宿東西線、(仮)小磯南北線、町道幹線 16 号線、町道幹線 27 号線など）、生活道路の整備を図ります。	歩行者・自転車の交通環境の整備	歩道、自転車道、自転車歩行者道、バリアフリー化などにより歩行者・自転車の交通環境の整備を図ります。	公共交通の充実	大磯駅や駅周辺の整備、道路整備、バスルート整備、循環型コミュニティバス等の導入などにより公共交通の充実を図ります。
施策	内容																	
道路の整備	主要幹線道路（(仮)湘南新道）、幹線道路（(仮)国府新宿東西線、(仮)小磯南北線）の計画の具体化を図ります。また、幹線道路（町道幹 16 号線、町道幹 27 号線など）、その他の道路（国府本郷西小磯 1 号線など）の整備を図ります。																	
歩行者・自転車の交通環境の整備	歩道、自転車道、自転車歩行者道、バリアフリー化などにより歩行者・自転車の交通環境の整備を図ります。																	
公共交通の充実	大磯駅や駅周辺の整備、道路整備、バスルート整備、公共交通空白地域への地域公共交通の導入などにより公共交通の充実を図ります。																	
施策	内容																	
道路の整備	主要幹線道路（(仮)湘南新道など）、幹線道路（(仮)国府新宿東西線、(仮)小磯南北線、町道幹線 16 号線、町道幹線 27 号線など）、生活道路の整備を図ります。																	
歩行者・自転車の交通環境の整備	歩道、自転車道、自転車歩行者道、バリアフリー化などにより歩行者・自転車の交通環境の整備を図ります。																	
公共交通の充実	大磯駅や駅周辺の整備、道路整備、バスルート整備、循環型コミュニティバス等の導入などにより公共交通の充実を図ります。																	
2-26 (旧 41)	<b>2) 整備方針</b> ① 県管理河川は、1 時間当たり概ね 50mm の降雨に対応できるよう、河川の整備計画に基づき護岸等の整備を促進するとともに、適切な維持管理を行います。町管理河川は、適切な維持管理に努め、重要度の高い河川から計画的に整備を進めます。 <略> ③ 下水道は、東部地区から整備を進め、市街化区域を優先的に整備します。	<b>2) 整備方針</b> ① 県管理河川は、1 時間当たり概ね 50mm の降雨に対応できるよう、河川改修計画に基づき護岸等の整備を促進します。町管理河川は、河川改修計画を定め、重要度の高い河川から計画的に整備を進めます。 <略> ③ 下水道は、東部地区から整備を進め、市街化区域の住宅密度の高い区域を優先的に整備します。																
	<b>3) 施策の展開</b> 次の施策の展開を図ります。	<b>3) 施策の展開</b> 次の施策の展開を図ります。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治水機能の強化</td> <td>森林の保全、浸透施設などにより流域圏の治水機能の強化を図ります。また、計画的な護岸整備により災害に強い河川整備を進めるとともに、適切な維持管理を図ります。</td> </tr> <tr> <td>多様な水辺づくり</td> <td>生物の生息・生育環境の保全・復元、遊歩道、川遊び場などにより多様な水辺づくりを図ります。</td> </tr> <tr> <td>河川の水質の向上</td> <td>公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などにより河川の水質の向上を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	治水機能の強化	森林の保全、浸透施設などにより流域圏の治水機能の強化を図ります。また、計画的な護岸整備により災害に強い河川整備を進めるとともに、適切な維持管理を図ります。	多様な水辺づくり	生物の生息・生育環境の保全・復元、遊歩道、川遊び場などにより多様な水辺づくりを図ります。	河川の水質の向上	公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などにより河川の水質の向上を図ります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治水機能の強化</td> <td>護岸整備、森林等の保全、浸透舗装などにより治水機能の強化を図ります。</td> </tr> <tr> <td>多様な水辺づくり</td> <td>生物の生息・生育環境の保全・復元、遊歩道、川遊び場などにより多様な水辺づくりを図ります。</td> </tr> <tr> <td>河川の水質の向上</td> <td>公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などにより河川の水質の向上を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	治水機能の強化	護岸整備、森林等の保全、浸透舗装などにより治水機能の強化を図ります。	多様な水辺づくり	生物の生息・生育環境の保全・復元、遊歩道、川遊び場などにより多様な水辺づくりを図ります。	河川の水質の向上	公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などにより河川の水質の向上を図ります。
施策	内容																	
治水機能の強化	森林の保全、浸透施設などにより流域圏の治水機能の強化を図ります。また、計画的な護岸整備により災害に強い河川整備を進めるとともに、適切な維持管理を図ります。																	
多様な水辺づくり	生物の生息・生育環境の保全・復元、遊歩道、川遊び場などにより多様な水辺づくりを図ります。																	
河川の水質の向上	公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などにより河川の水質の向上を図ります。																	
施策	内容																	
治水機能の強化	護岸整備、森林等の保全、浸透舗装などにより治水機能の強化を図ります。																	
多様な水辺づくり	生物の生息・生育環境の保全・復元、遊歩道、川遊び場などにより多様な水辺づくりを図ります。																	
河川の水質の向上	公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などにより河川の水質の向上を図ります。																	
2-26 (旧 41)	<b>1) 目標</b> ① 災害の危険を軽減する都市空間の創造 ② 災害を防御し安全な避難を可能とする都市構造の創造 ③ 安全で快適な都市環境の創造 ④ 津波からいのちを守るための予防対策の推進 ⑤ 津波災害からの都市復興に備えた事前の取り組みの推進	<b>1) 目標</b> ① 災害の危険を軽減する都市空間の創造 ② 災害を防御し安全な避難を可能とする都市構造の創造 ③ 安全で快適な都市環境の創造 <新規>																

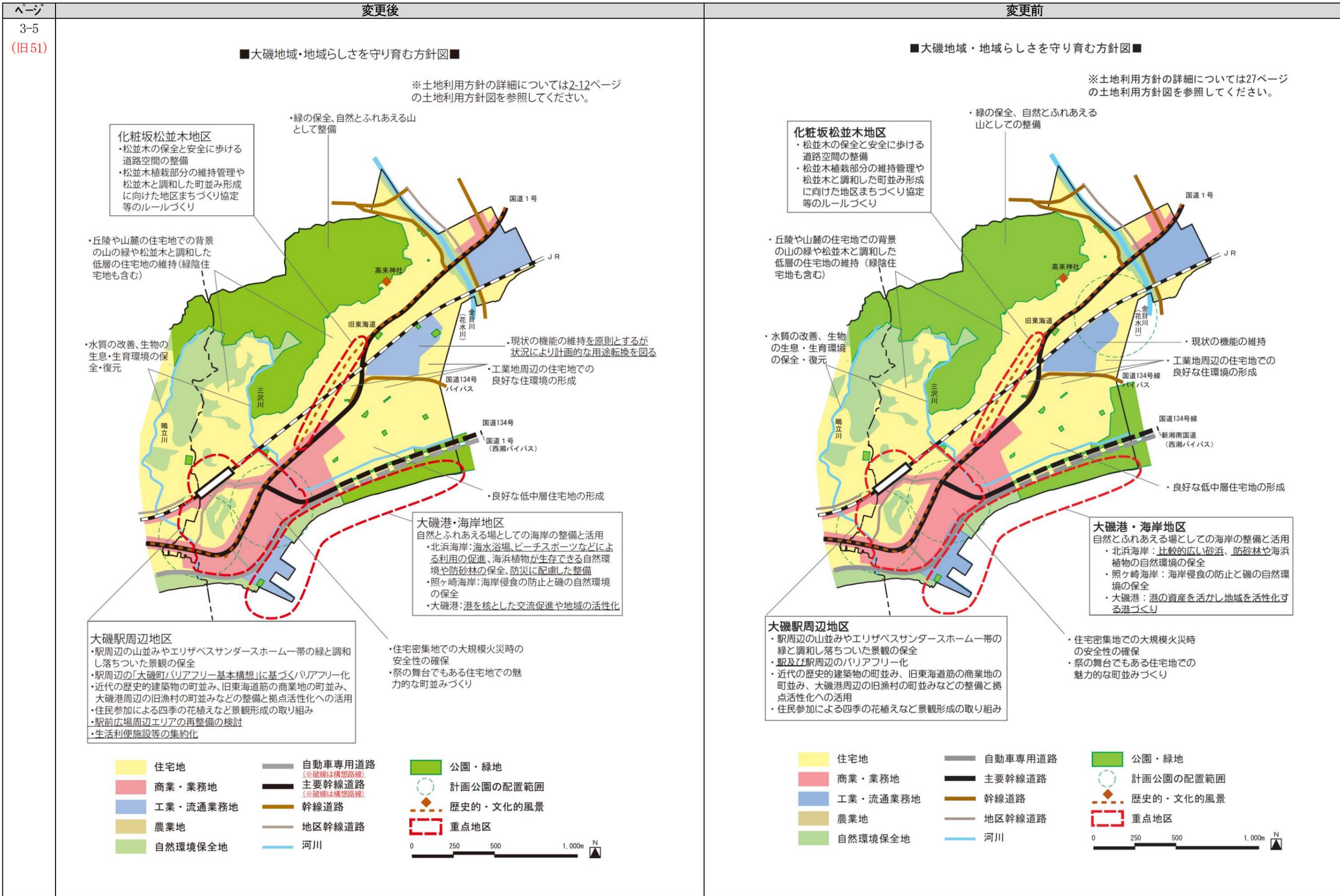
ページ	変更後	変更前
2-27 (旧41)	<p><b>2) 整備方針</b></p> <p>① 地形や地域特性等に応じて計画的な土地利用の誘導を図ります。</p> <p>② <u>土砂災害から生命を守るため、土砂災害防止工事等と併せて、土砂災害ハザードマップの作成、公表などの情報提供を図るとともに、今後も新たな知見によりハザードマップ等を更新する必要がある場合には、速やかに情報更新し、提供するよう努めます。</u></p> <p>③ 下水道の整備を進めるとともに、人と自然にやさしい水辺づくりによる河川の治水対策を進めます。</p> <p>④ 大規模地震時及び大規模津波時の避難を可能にするため、避難場所、避難路、緊急輸送路等の整備を進めます。</p> <p>⑤ 災害時の市街地の延焼拡大防止や緊急輸送路の確保等を図るため、木造密集市街地等における耐震化、不燃化、防災化を進めます。</p> <p>⑥ 被災時においては、公的な支援（公助）に加えて、自分で自分の安全を守る（自助）、周りの人と助け合う（共助）による取組体制を推進します。</p> <p>⑦ <u>町民等が自ら津波の危険を認識し、行動を判断できるよう、津波浸水予想図や津波ハザードマップの公表などの情報提供を図るとともに、今後も新たな知見によりハザードマップ等を更新する必要がある場合には、速やかに情報更新し、提供するよう努めます。</u></p> <p>⑧ <u>発災後の速やかな都市の復旧・復興に備えた事前の取り組みとして、都市復興の基礎となる情報の収集、整理を進めます。</u></p>	<p><b>2) 整備方針</b></p> <p>① 地形や地域特性等に応じて計画的な土地利用の規制誘導を図ります。</p> <p>② <u>土砂災害危険個所の周知を進め、危険区域の指定等により災害防止対策を進めます。</u></p> <p>③ 下水道の整備を進めるとともに、人と自然にやさしい水辺づくりによる河川の治水対策を進めます。</p> <p>④ 大規模地震時の避難を可能にするため、避難場所、避難路、緊急輸送路等の整備を進めます。</p> <p>⑤ 災害時の市街地の延焼拡大防止を図るため、木造密集市街地等における不燃化や防災化を進めます。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新規&gt;</p>
2-27 (新規)	<div data-bbox="329 947 804 1045" style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;"> <p>コラム6 自分たちの地域は自分たちで守る</p> </div> <p>災害が発生した時は、町や消防などの関係機関が被害の拡大防止や被災者の救助「公助」にあたりますが、対応には限界があります。自分自身や家族を自分で守る「自助」や、地域や近隣の人が互いに協力しながら防災や避難活動を行う「共助」の取り組みが重要になります。</p> <p>災害に備えるために普段から避難や隣人の安否について話し合い、情報を共有しましょう。地域で行う防災訓練や行事等には積極的に参加しお互いの顔が見える交流を図ることが、いざというときの大きな力になります。</p> <div data-bbox="923 1045 1486 1507" style="text-align: center;"> </div>	

ページ	変更後	変更前																				
2-28 (旧 42)	<p><b>3) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="276 296 1484 1152"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 310 468 340">施策</th> <th data-bbox="931 310 1086 340">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 422 498 493">急傾斜地等の安全性の向上</td> <td data-bbox="546 386 1397 533">急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等、宅地造成等規制による宅地造成工事規制区域、都市計画法による区域区分や風致地区、指定区域等の周知などにより急傾斜地等の危険の周知を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 596 498 667">防災性と避難の安全性の向上</td> <td data-bbox="546 575 1418 688">建築物の耐震化、道路や公園等の整備、住環境整備事業、地区計画などにより防災性と避難の安全性の向上を図るとともに、平時の備えとして、避難場所の確認や避難訓練など地域での連携強化を促進します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 751 498 781">河川の治水対策</td> <td data-bbox="546 730 1368 802">河川の適切な維持管理や未改修部分の整備を促進し、親水性に配慮しつつ災害に強い河川整備を進めます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 877 498 949">津波に対する防災意識の向上</td> <td data-bbox="546 856 1418 970">「大磯町地域防災計画」を踏まえ、津波浸水予想図や津波ハザードマップの周知を図るなど、一人ひとりの防災意識の向上に努め、町民等が自ら津波の危険を認識し行動できるよう支援します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1016 513 1129">復興段階のまちづくりのありかたの検討</td> <td data-bbox="546 1016 1368 1129">被災後のまちづくりを円滑に進めるため、都市復興基本計画の策定に向けて、都市計画基礎調査に加え、地積調査といった基礎データの整備を進めます。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	急傾斜地等の安全性の向上	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等、宅地造成等規制による宅地造成工事規制区域、都市計画法による区域区分や風致地区、指定区域等の周知などにより急傾斜地等の危険の周知を図ります。	防災性と避難の安全性の向上	建築物の耐震化、道路や公園等の整備、住環境整備事業、地区計画などにより防災性と避難の安全性の向上を図るとともに、平時の備えとして、避難場所の確認や避難訓練など地域での連携強化を促進します。	河川の治水対策	河川の適切な維持管理や未改修部分の整備を促進し、親水性に配慮しつつ災害に強い河川整備を進めます。	津波に対する防災意識の向上	「大磯町地域防災計画」を踏まえ、津波浸水予想図や津波ハザードマップの周知を図るなど、一人ひとりの防災意識の向上に努め、町民等が自ら津波の危険を認識し行動できるよう支援します。	復興段階のまちづくりのありかたの検討	被災後のまちづくりを円滑に進めるため、都市復興基本計画の策定に向けて、都市計画基礎調査に加え、地積調査といった基礎データの整備を進めます。	<p><b>3) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1581 296 2789 831"> <thead> <tr> <th data-bbox="1641 310 1760 340">施策</th> <th data-bbox="2234 310 2389 340">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1611 422 1789 493">急傾斜地等の安全性の向上</td> <td data-bbox="1849 386 2659 533">急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、宅地造成等規制法の宅地造成工事規制区域、都市計画法の区域区分や風致地区、施設整備、指定区域等の周知などにより急傾斜地等の安全性の向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 596 1819 667">防災拠点と避難路の安全性の向上</td> <td data-bbox="1849 596 2650 667">避難所の耐震化、公園等の整備、避難路沿道建物の不燃化・耐震化などにより防災拠点と避難路の安全性の向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 737 1804 808">木造密集市街地等の改善</td> <td data-bbox="1849 730 2650 802">建築物の耐震化、道路や公園等の整備、住環境整備事業、地区計画などにより木造密集市街地等の改善を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	急傾斜地等の安全性の向上	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、宅地造成等規制法の宅地造成工事規制区域、都市計画法の区域区分や風致地区、施設整備、指定区域等の周知などにより急傾斜地等の安全性の向上を図ります。	防災拠点と避難路の安全性の向上	避難所の耐震化、公園等の整備、避難路沿道建物の不燃化・耐震化などにより防災拠点と避難路の安全性の向上を図ります。	木造密集市街地等の改善	建築物の耐震化、道路や公園等の整備、住環境整備事業、地区計画などにより木造密集市街地等の改善を図ります。
施策	内容																					
急傾斜地等の安全性の向上	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等、宅地造成等規制による宅地造成工事規制区域、都市計画法による区域区分や風致地区、指定区域等の周知などにより急傾斜地等の危険の周知を図ります。																					
防災性と避難の安全性の向上	建築物の耐震化、道路や公園等の整備、住環境整備事業、地区計画などにより防災性と避難の安全性の向上を図るとともに、平時の備えとして、避難場所の確認や避難訓練など地域での連携強化を促進します。																					
河川の治水対策	河川の適切な維持管理や未改修部分の整備を促進し、親水性に配慮しつつ災害に強い河川整備を進めます。																					
津波に対する防災意識の向上	「大磯町地域防災計画」を踏まえ、津波浸水予想図や津波ハザードマップの周知を図るなど、一人ひとりの防災意識の向上に努め、町民等が自ら津波の危険を認識し行動できるよう支援します。																					
復興段階のまちづくりのありかたの検討	被災後のまちづくりを円滑に進めるため、都市復興基本計画の策定に向けて、都市計画基礎調査に加え、地積調査といった基礎データの整備を進めます。																					
施策	内容																					
急傾斜地等の安全性の向上	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、宅地造成等規制法の宅地造成工事規制区域、都市計画法の区域区分や風致地区、施設整備、指定区域等の周知などにより急傾斜地等の安全性の向上を図ります。																					
防災拠点と避難路の安全性の向上	避難所の耐震化、公園等の整備、避難路沿道建物の不燃化・耐震化などにより防災拠点と避難路の安全性の向上を図ります。																					
木造密集市街地等の改善	建築物の耐震化、道路や公園等の整備、住環境整備事業、地区計画などにより木造密集市街地等の改善を図ります。																					
2-29 (旧 43)	<p><b>1) 目標</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>③ まちの拠点を中心としたコンパクトシティの維持・形成</p>	<p><b>1) 目標</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新規&gt;</p>																				
	<p><b>2) 整備方針</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p>⑤ 生活利便施設等の適切な集積をさらに促進し、身近な範囲で日常生活が完結する住宅・住環境の整備を進めます。</p> <p>⑥ 町外からの移住、兼居・近居・出店等の受け皿となる住宅等の整備を進めます。</p> <p>※兼居：大都市等にある今の住まいを維持し、休日等は地方に居住すること</p> <p>近居：主に親子が徒歩で行き来できる距離にそれぞれ居住すること</p>	<p><b>2) 整備方針</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新規&gt;</p>																				

ページ	変更後	変更前																				
	<p><b>3) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等が暮らし続けられる環境の整備</td> <td>住宅改善への支援、バリアフリー化などにより高齢者等が暮らし続けられる環境の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>子育て世代の定住促進</td> <td>賃貸住宅の誘導、持家取得のための支援、開発事業の基準の見直し、子育て支援などにより子育て世代の定住の促進を図ります。</td> </tr> <tr> <td>地域特性に応じた住宅・住環境の形成</td> <td>都市計画法の用途地域、風致地区や地区計画、景観法の景観計画や景観地区、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画、生活道路や公園の整備、敷地内緑化などにより地域特性に応じた住宅・住環境の形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td>コンパクトなまちづくりの維持・形成</td> <td>現在の都市形成を受け継ぎつつ、特に高齢者や子育て世代にとって、身近な範囲で日常生活が完結することができる、まちの拠点を中心としたコンパクトシティーの維持・形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td>空き家等の利活用の促進</td> <td>空き家等相談窓口で情報収集を行い、空き家等の実態調査を推進します。また、空き家等の適正管理を促進するとともに空き家等の利活用のための対策の促進を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	高齢者等が暮らし続けられる環境の整備	住宅改善への支援、バリアフリー化などにより高齢者等が暮らし続けられる環境の整備を図ります。	子育て世代の定住促進	賃貸住宅の誘導、持家取得のための支援、開発事業の基準の見直し、子育て支援などにより子育て世代の定住の促進を図ります。	地域特性に応じた住宅・住環境の形成	都市計画法の用途地域、風致地区や地区計画、景観法の景観計画や景観地区、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画、生活道路や公園の整備、敷地内緑化などにより地域特性に応じた住宅・住環境の形成を図ります。	コンパクトなまちづくりの維持・形成	現在の都市形成を受け継ぎつつ、特に高齢者や子育て世代にとって、身近な範囲で日常生活が完結することができる、まちの拠点を中心としたコンパクトシティーの維持・形成を図ります。	空き家等の利活用の促進	空き家等相談窓口で情報収集を行い、空き家等の実態調査を推進します。また、空き家等の適正管理を促進するとともに空き家等の利活用のための対策の促進を図ります。	<p><b>3) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等が暮らし続けられる環境の整備</td> <td><u>町営住宅の整備</u>、住宅改善への支援、バリアフリー化などにより高齢者等が暮らし続けられる環境の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>子育て世代の定住促進</td> <td>賃貸住宅の誘導、持家取得のための支援、開発事業の基準の見直し、子育て支援などにより子育て世代の定住の促進を図ります。</td> </tr> <tr> <td>地域特性に応じた住宅・住環境の形成</td> <td>都市計画法の用途地域、風致地区や地区計画、景観法の景観計画や景観地区、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画、生活道路や公園の整備、敷地内緑化などにより地域特性に応じた住宅・住環境の形成を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	高齢者等が暮らし続けられる環境の整備	<u>町営住宅の整備</u> 、住宅改善への支援、バリアフリー化などにより高齢者等が暮らし続けられる環境の整備を図ります。	子育て世代の定住促進	賃貸住宅の誘導、持家取得のための支援、開発事業の基準の見直し、子育て支援などにより子育て世代の定住の促進を図ります。	地域特性に応じた住宅・住環境の形成	都市計画法の用途地域、風致地区や地区計画、景観法の景観計画や景観地区、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画、生活道路や公園の整備、敷地内緑化などにより地域特性に応じた住宅・住環境の形成を図ります。
施策	内容																					
高齢者等が暮らし続けられる環境の整備	住宅改善への支援、バリアフリー化などにより高齢者等が暮らし続けられる環境の整備を図ります。																					
子育て世代の定住促進	賃貸住宅の誘導、持家取得のための支援、開発事業の基準の見直し、子育て支援などにより子育て世代の定住の促進を図ります。																					
地域特性に応じた住宅・住環境の形成	都市計画法の用途地域、風致地区や地区計画、景観法の景観計画や景観地区、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画、生活道路や公園の整備、敷地内緑化などにより地域特性に応じた住宅・住環境の形成を図ります。																					
コンパクトなまちづくりの維持・形成	現在の都市形成を受け継ぎつつ、特に高齢者や子育て世代にとって、身近な範囲で日常生活が完結することができる、まちの拠点を中心としたコンパクトシティーの維持・形成を図ります。																					
空き家等の利活用の促進	空き家等相談窓口で情報収集を行い、空き家等の実態調査を推進します。また、空き家等の適正管理を促進するとともに空き家等の利活用のための対策の促進を図ります。																					
施策	内容																					
高齢者等が暮らし続けられる環境の整備	<u>町営住宅の整備</u> 、住宅改善への支援、バリアフリー化などにより高齢者等が暮らし続けられる環境の整備を図ります。																					
子育て世代の定住促進	賃貸住宅の誘導、持家取得のための支援、開発事業の基準の見直し、子育て支援などにより子育て世代の定住の促進を図ります。																					
地域特性に応じた住宅・住環境の形成	都市計画法の用途地域、風致地区や地区計画、景観法の景観計画や景観地区、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画、生活道路や公園の整備、敷地内緑化などにより地域特性に応じた住宅・住環境の形成を図ります。																					
<p>2-30 (新規)</p>	<div data-bbox="329 1150 819 1255" style="border: 1px solid black; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;"> <p>コラム7 空き家の実態調査状況</p> </div> <p>町では、下町地区（北本町、北下町、南本町、南下町、茶屋町）に対して、平成26年3月に空き家実態調査を実施し、876戸中57戸（約6.5%）が空き家と判断されました。今後も空き家所有者に対するアンケートや空き家調査を進め、空き家の利活用に役立てていきます。</p> <div data-bbox="299 1419 1484 1801" style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 10px;"> <p><b>空家等対策の推進に関する特別措置法</b></p> <p>平成27年5月26日に全面施行され、近隣に危険や迷惑を及ぼしている空き家を市町村が特定空き家（※）と判断すれば、撤去、修繕、立ち木等の伐採といった措置について、所有者への助言や指導、勧告、命令ばかりでなく、命令等に従わなかった場合の課徴金の徴収や行政による代執行が認められました。</p> <p>※特定空き家・・・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある状態若しくは著しく景観を損なっている状態等の空き家のこと</p> </div>	<p style="text-align: center;">&lt;新規&gt;</p>																				

ページ	変更後	変更前												
2-30 (旧 43)	<p><b>(2) その他の都市施設の整備方針</b></p> <p><b>1) 目標</b> 誰もが安心して生活することができる災害に強いまちをめざします。</p> <p><b>2) 整備方針</b> ①長期的な視野にたって効率的かつ効果的な都市施設の整備を図ります。 ②公共施設再編等の基本方針などに基づき、既存施設の活用を重視します。</p>	<p><b>(2) その他の都市施設の整備方針</b></p> <p><b>1) 目標</b> 健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動の向上をめざします。</p> <p><b>2) 整備方針</b> ①長期的な視野にたって効率的・効果的な都市施設の整備を図ります。 ②既存施設の活用を重視します。</p>												
2-30 (旧 44)	<p><b>3) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="284 617 1478 890"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生処理施設等の整備</td> <td>平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画、大磯町一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ処理場の整備及び汚物処理場の維持を図ります。</td> </tr> <tr> <td>既存施設の活用</td> <td>公共施設再編等の基本方針などに基づき、国府支所、コミュニティ施設、教育施設、社会福祉施設等の既存施設の活用を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	衛生処理施設等の整備	平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画、大磯町一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ処理場の整備及び汚物処理場の維持を図ります。	既存施設の活用	公共施設再編等の基本方針などに基づき、国府支所、コミュニティ施設、教育施設、社会福祉施設等の既存施設の活用を図ります。	<p><b>3) 施策の展開</b></p> <p>次の施策の展開を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1590 617 2813 890"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生処理施設等の整備</td> <td>ごみ焼却場、汚物処理場、最終処分場など、近隣市町との連携による広域処理も含めて最適な衛生処理施設等の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>既存施設の活用</td> <td>国府支所、コミュニティ施設、教育施設、社会福祉施設等の既存施設の活用を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	施策	内容	衛生処理施設等の整備	ごみ焼却場、汚物処理場、最終処分場など、近隣市町との連携による広域処理も含めて最適な衛生処理施設等の整備を図ります。	既存施設の活用	国府支所、コミュニティ施設、教育施設、社会福祉施設等の既存施設の活用を図ります。
施策	内容													
衛生処理施設等の整備	平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画、大磯町一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ処理場の整備及び汚物処理場の維持を図ります。													
既存施設の活用	公共施設再編等の基本方針などに基づき、国府支所、コミュニティ施設、教育施設、社会福祉施設等の既存施設の活用を図ります。													
施策	内容													
衛生処理施設等の整備	ごみ焼却場、汚物処理場、最終処分場など、近隣市町との連携による広域処理も含めて最適な衛生処理施設等の整備を図ります。													
既存施設の活用	国府支所、コミュニティ施設、教育施設、社会福祉施設等の既存施設の活用を図ります。													
2-31 (旧 44)	<p>■生活基盤及び生活環境整備の方針図■</p> 	<p>■生活基盤及び生活環境整備の方針図■</p> 												





ページ	変更後	変更前																
3-7 (旧 53)	(1) 重点地区と取り組み	(1) 重点地区と取り組み																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="353 233 457 262">重点地区</th> <th data-bbox="961 233 1065 262">整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 373 471 443">小湊海岸 松林地区</td> <td data-bbox="560 296 1374 520"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>指定【指定済】</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討【<u>特別用途地区を指定済</u>】</li> <li>・海岸浸食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> <li>・<u>広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 625 480 655">小磯山手地区</td> <td data-bbox="560 548 1472 737"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> <li>・<u>市街地内における公共交通の利便性の向上</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 768 471 837">西小磯谷戸 周辺地区</td> <td data-bbox="560 768 1270 837"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	重点地区	整備方針	小湊海岸 松林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>指定【指定済】</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討【<u>特別用途地区を指定済</u>】</li> <li>・海岸浸食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> <li>・<u>広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</u></li> </ul>	小磯山手地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> <li>・<u>市街地内における公共交通の利便性の向上</u></li> </ul>	西小磯谷戸 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1665 233 1768 262">重点地区</th> <th data-bbox="2273 233 2377 262">整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1650 373 1783 443">小湊海岸 松林地区</td> <td data-bbox="1857 296 2671 520"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>検討</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討</li> <li>・海岸浸食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 625 1792 655">小磯山手地区</td> <td data-bbox="1857 548 2769 737"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 768 1783 837">西小磯谷戸 周辺地区</td> <td data-bbox="1857 768 2567 837"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	重点地区	整備方針	小湊海岸 松林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>検討</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討</li> <li>・海岸浸食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> </ul>	小磯山手地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> </ul>	西小磯谷戸 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul>
重点地区	整備方針																	
小湊海岸 松林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>指定【指定済】</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討【<u>特別用途地区を指定済</u>】</li> <li>・海岸浸食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> <li>・<u>広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</u></li> </ul>																	
小磯山手地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> <li>・<u>市街地内における公共交通の利便性の向上</u></li> </ul>																	
西小磯谷戸 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul>																	
重点地区	整備方針																	
小湊海岸 松林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の<u>検討</u></li> <li>・旧東海道の松並木の維持・保全</li> <li>・旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討</li> <li>・歴史的建造物等の保存・活用の検討</li> <li>・海岸浸食の防止と松林と一体となった砂浜景観の形成</li> </ul>																	
小磯山手地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり</li> <li>・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成</li> <li>・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討</li> </ul>																	
西小磯谷戸 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備</li> <li>・血洗川の親水整備の推進</li> </ul>																	

変更後

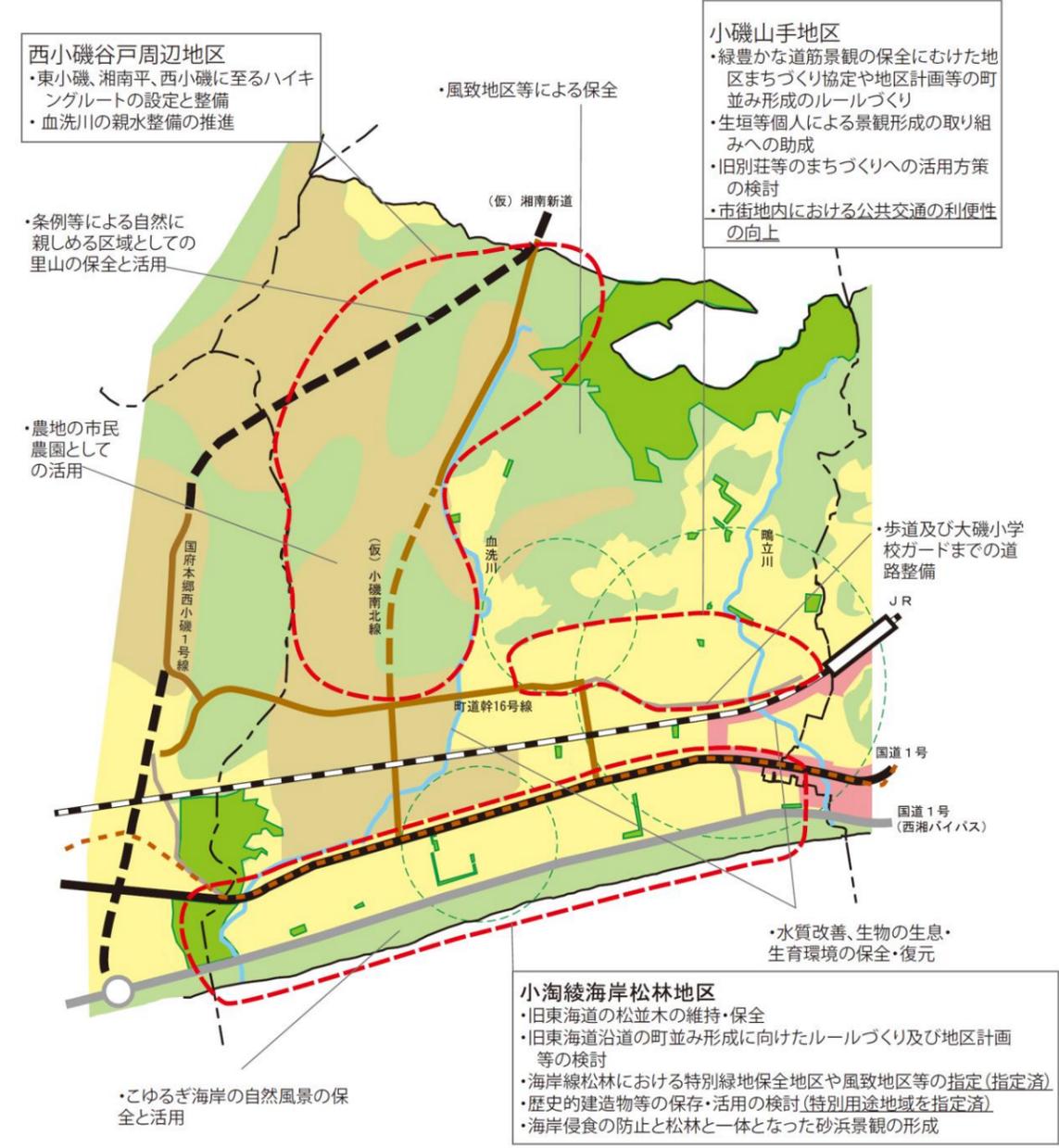
変更前

■小磯地域・地域らしさを守り育む方針図■

■小磯地域・地域らしさを守り育む方針図■

※土地利用方針の詳細については2-12ページの土地利用方針図を参照してください。

※土地利用方針の詳細については27ページの土地利用方針図を参照してください。



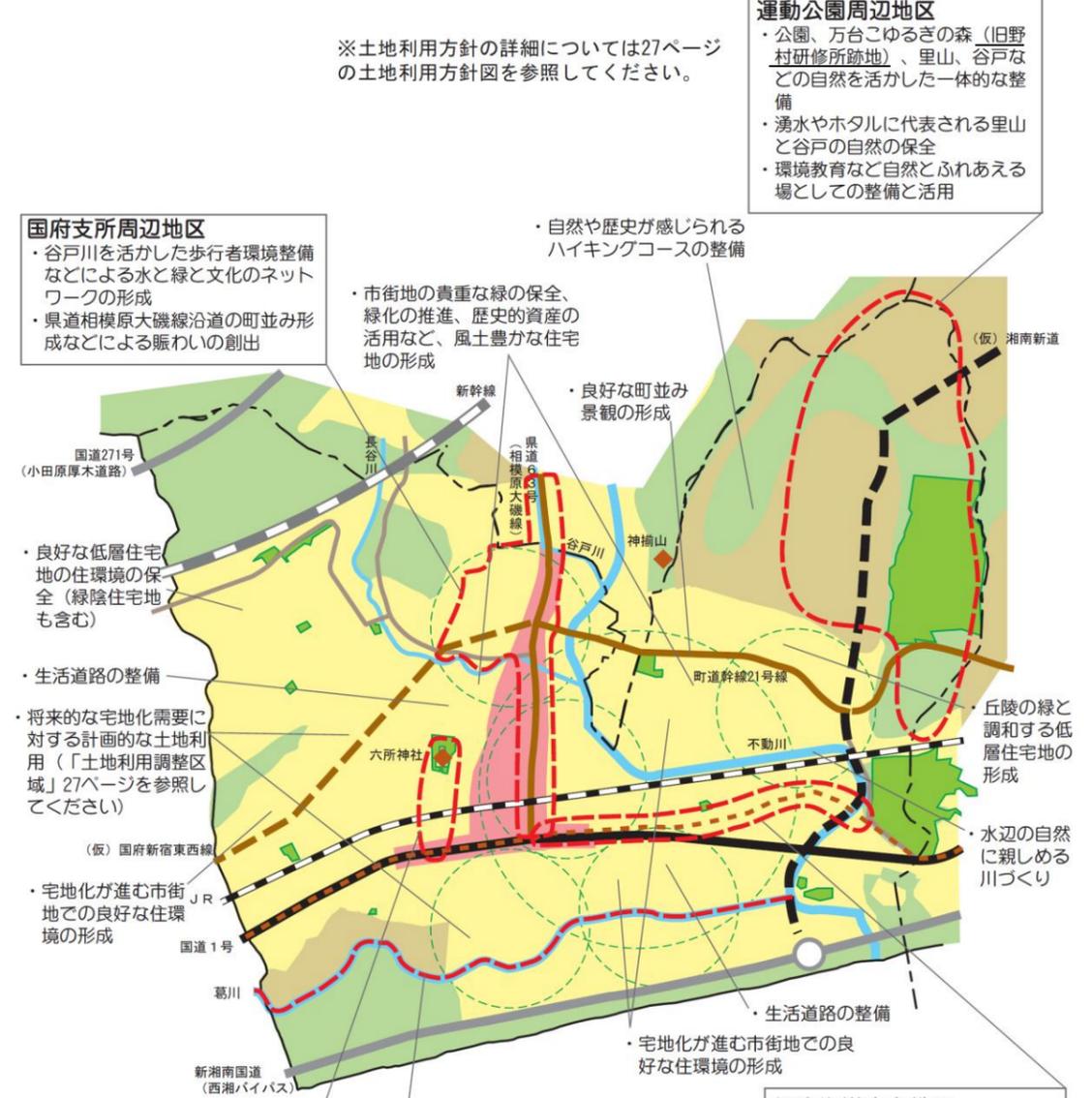
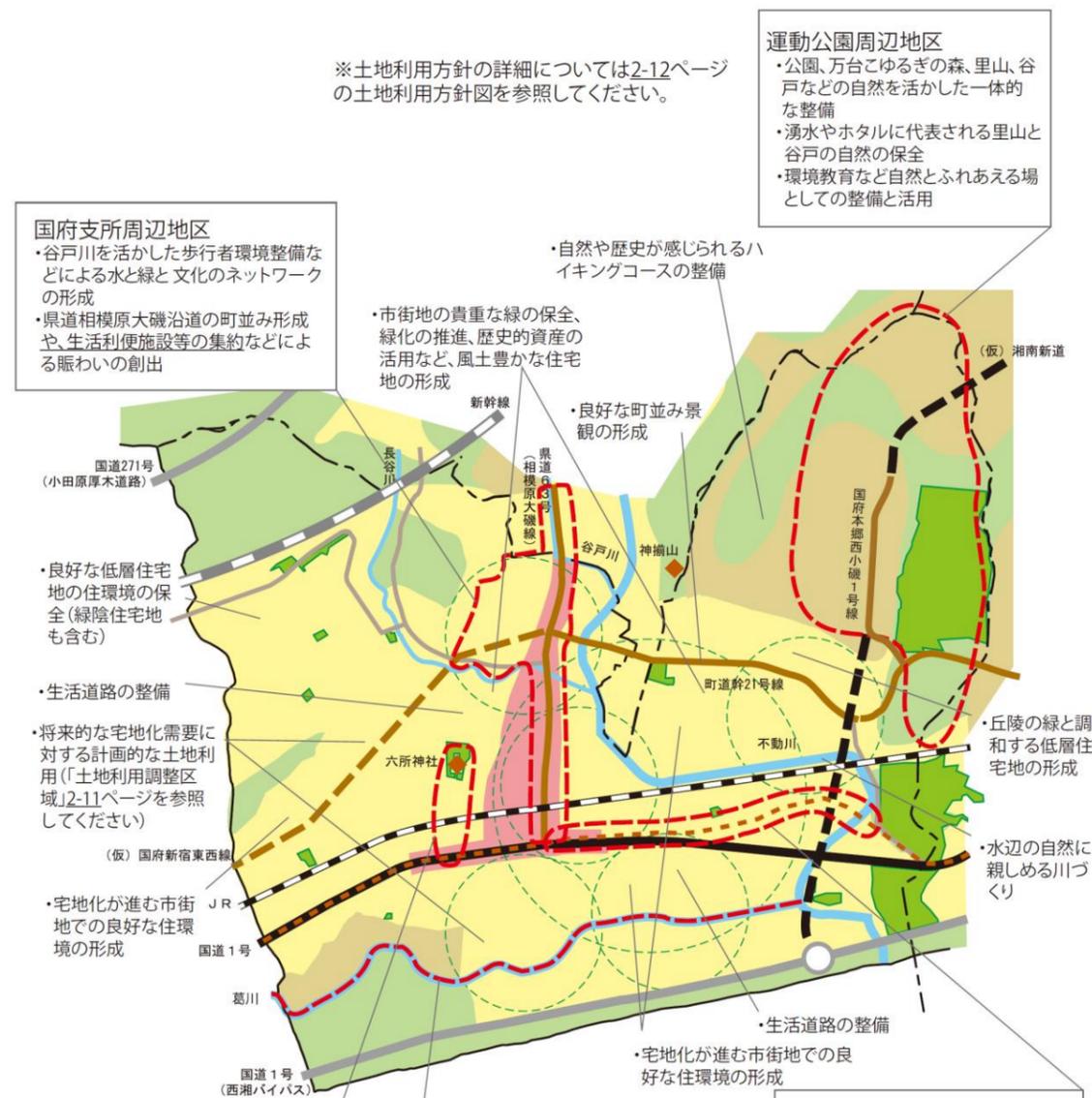
ページ	変更後	変更前																								
<p>3-11 (旧 57)</p>	<p><b>(2) 風土豊かな住宅地の形成</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国府新宿の市街化区域に隣接する区域など、農地を含む自然的土地利用と都市的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失などの課題がある若しくは課題が発生すると予測される地域については、地区計画等の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序の検討を行います。</li> </ul> <p><b>(3) 安全で快適な住環境づくり</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県管理河川は、1 時間当たり概ね 50mm の降雨に対応できるように河川の整備計画に基づき、護岸等の整備を促進するとともに、適切な維持管理を行います。</li> </ul>	<p><b>(2) 風土豊かな住宅地の形成</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国府新宿の市街化区域に隣接する農地における将来的な宅地化の需要に対しては、菜園のある住宅地など良好な市街地形成のため、計画的な土地利用を図ります。</li> </ul> <p><b>(3) 安全で快適な住環境づくり</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt; &lt;新規&gt;</p>																								
<p>3-12 (旧 58)</p>	<p><b>(1) 重点地区と取り組み</b></p> <table border="1" data-bbox="278 716 1486 1423"> <thead> <tr> <th>重点地区</th> <th>整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国府支所周辺地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> <li>生活利便施設等の集約化</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>運動公園周辺地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園、万台こゆるぎの森、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>旧東海道中丸地区</td> <td>城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備</td> </tr> <tr> <td>六所神社周辺地区</td> <td>国道 1 号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備</td> </tr> <tr> <td>葛川沿い地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> <li>広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) その他の取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神揃山など丘陵地の緑と調和する低層の住宅地として、馬場地区の北部における地区計画等の活用による用途の転換や純化、用途地域の変更の検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国府新宿の市街化調整区域での、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序の検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>	重点地区	整備方針	国府支所周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> <li>生活利便施設等の集約化</li> </ul>	運動公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、万台こゆるぎの森、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>	旧東海道中丸地区	城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備	六所神社周辺地区	国道 1 号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備	葛川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> <li>広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</li> </ul>	<p><b>(1) 重点地区と取り組み</b></p> <table border="1" data-bbox="1587 716 2795 1423"> <thead> <tr> <th>重点地区</th> <th>整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国府支所周辺地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>運動公園周辺地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園、万台こゆるぎの森(旧野村研修所跡地)、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>旧東海道中丸地区</td> <td>城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備</td> </tr> <tr> <td>六所神社周辺地区</td> <td>国道 1 号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備</td> </tr> <tr> <td>葛川沿い地区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) その他の取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神揃山など丘陵地の緑と調和する低層の住宅地として、馬場地区の北部における用途地域の変更の検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国府新宿の市街化調整区域での、計画的な住宅地主体の市街地としての土地利用の検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>	重点地区	整備方針	国府支所周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> </ul>	運動公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、万台こゆるぎの森(旧野村研修所跡地)、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>	旧東海道中丸地区	城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備	六所神社周辺地区	国道 1 号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備	葛川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul>
重点地区	整備方針																									
国府支所周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> <li>生活利便施設等の集約化</li> </ul>																									
運動公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、万台こゆるぎの森、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>																									
旧東海道中丸地区	城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備																									
六所神社周辺地区	国道 1 号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備																									
葛川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> <li>広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討</li> </ul>																									
重点地区	整備方針																									
国府支所周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成</li> <li>県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出</li> </ul>																									
運動公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、万台こゆるぎの森(旧野村研修所跡地)、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備</li> <li>湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全</li> <li>環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用</li> </ul>																									
旧東海道中丸地区	城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備																									
六所神社周辺地区	国道 1 号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備																									
葛川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全</li> <li>河川改修とあわせた親水環境の整備</li> </ul>																									

変更後

変更前

■国府南地域・地域らしさを守り育む方針図■

■国府南地域・地域らしさを守り育む方針図■



※土地利用方針の詳細については2-12ページの土地利用方針図を参照してください。

運動公園周辺地区  
・公園、万台こゆるぎの森、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備  
・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全  
・環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用

国府支所周辺地区  
・谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成  
・県道相模原大磯沿道の町並み形成や、生活利便施設等の集約などによる賑わいの創出

六所神社周辺地区  
国道1号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備

葛川沿い地区  
・流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の水環境の整備  
・河川改修とあわせた親水環境の整備  
・広域的な自転車道ネットワーク網の整備に向けた検討

旧東海道中丸地区  
城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備

住宅地  
商業・業務地  
工業・流通業務地  
農業地  
自然環境保全地

自動車専用道路  
主要幹線道路  
幹線道路  
地区幹線道路  
河川

公園・緑地  
計画公園の配置範囲  
歴史的・文化的風景  
重点地区

0 250 500 1,000m

※土地利用方針の詳細については27ページの土地利用方針図を参照してください。

運動公園周辺地区  
・公園、万台こゆるぎの森（旧野村研修所跡地）、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備  
・湧水やホテルに代表される里山と谷戸の自然の保全  
・環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用

国府支所周辺地区  
・谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成  
・県道相模原大磯沿道の町並み形成などによる賑わいの創出

六所神社周辺地区  
国道1号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備

葛川沿い地区  
・流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の水環境の整備  
・河川改修とあわせた親水環境の整備

旧東海道中丸地区  
城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備

住宅地  
商業・業務地  
工業・流通業務地  
農業地  
自然環境保全地

自動車専用道路  
主要幹線道路  
幹線道路  
地区幹線道路  
河川

公園・緑地  
計画公園の配置範囲  
歴史的・文化的風景  
重点地区

0 250 500 1,000m

大磯町まちづくり基本計画変更案 新旧対照表

ページ	変更後	変更前
3-14 (旧60)	<p><b>(1) 住み続けられる集落地・住宅地づくり</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に山間地域での生活者及び来訪者の利便を維持するため、生活道路の整備を図るとともに、<u>バス路線を維持しつつ、その地域にふさわしい新たな公共交通の検討も進めます。</u></li> </ul>	<p><b>(1) 住み続けられる集落地・住宅地づくり</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に山間地域での生活者及び来訪者の利便を維持するため、生活道路の整備を図るとともに、<u>バス路線の維持を図ります。</u></li> </ul>
3-15 (旧61)	<p><b>(2) その他の取り組み</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>山林の手入れを兼ねた林材の積極的な活用</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p>	<p><b>(2) その他の取り組み</b></p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;新規&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p>

